

**越谷市景観計画**

**景観づくりの手引き**

**～良好な景観の形成のための基準～**

**平成25年4月**

**越谷市**



# 目 次

<b>はじめに</b>		<b>1</b>
1 手引きの目的	●1	
2 手引きの構成と使い方	●2	
<b>1 届出対象行為</b>		<b>3</b>
1 地域・地区の区分	●3	
2 届出対象行為	●4	
<b>2 景観形成の配慮事項</b>		<b>10</b>
1 近景・中景・遠景の配慮事項	●10	
2 景観軸・景観拠点における配慮事項	●11	
<b>3 景観形成基準</b>		<b>17</b>
1 建築物の建築等	●17	
配置・規模 /17		
形態意匠－外壁 /21		
形態意匠－素材 /26		
形態意匠－色彩 /27		
形態意匠－建築設備等 /32		
広告物 /34		
付帯施設、緑化等 /37		
2 工作物の建設等	●41	
3 開発行為	●43	
4 土地の形質の変更	●45	
5 屋外における土石、廃棄物、再生資源その他の物件の堆積	●46	
<b>■色彩基準に係る参考資料</b>		<b>47</b>
1 色彩について	●47	
2 マンセル記号の読み方について	●47	
3 色彩基準	●48	

# はじめに

## 1 手引きの目的

越谷市は、越谷らしい良好な景観の形成に向けた取り組みを総合的かつ計画的に推進するとともに、市民や事業者などの主体が、連携・協働して良好な景観の形成に取り組むために、越谷市景観計画を策定しました。

越谷市景観計画では、市全域を景観計画区域として定め、「新しい魅力と歴史ある水郷こしがやの景観づくり」を景観形成の目標とし、良好な景観の形成を図り、景観の誘導等を行うこととしています。

### 景観形成の目標

## 新しい魅力と歴史ある水郷こしがやの景観づくり

景観計画区域においては、地域の特性を活かした景観形成を推進するために、区域内に必要な応じて特定地区と景観まちづくり地区を定めるものとし、特定地区と景観まちづくり地区を除くその他の区域を一般地域としています。

●特定地区	本市のシンボルや顔となる景観の形成を図ることが期待される地区や、本市の特色ある自然や歴史文化に係る良好な景観の維持や育成を図る地区など、地域の特性を活かした良好な景観の形成を先導する地区です。本計画では、元荒川沿川特定地区、越谷レイクタウン特定地区、旧日光街道沿道特定地区の3地区を位置づけています。
●景観まちづくり地区	住民等の発意により、景観法に基づく提案制度を活用し、権利を有する地区住民などとの協働によって、合意形成を図りながら地区の特性を活かした良好な景観形成を推進する地区です。なお、景観まちづくり地区は、今後、地区の合意形成に基づき指定していきます。

この景観づくりの手引きは、みなさんが事業を計画するうえで、景観形成基準を確認するとともに、景観づくりの手がかりとなることを目的としています。

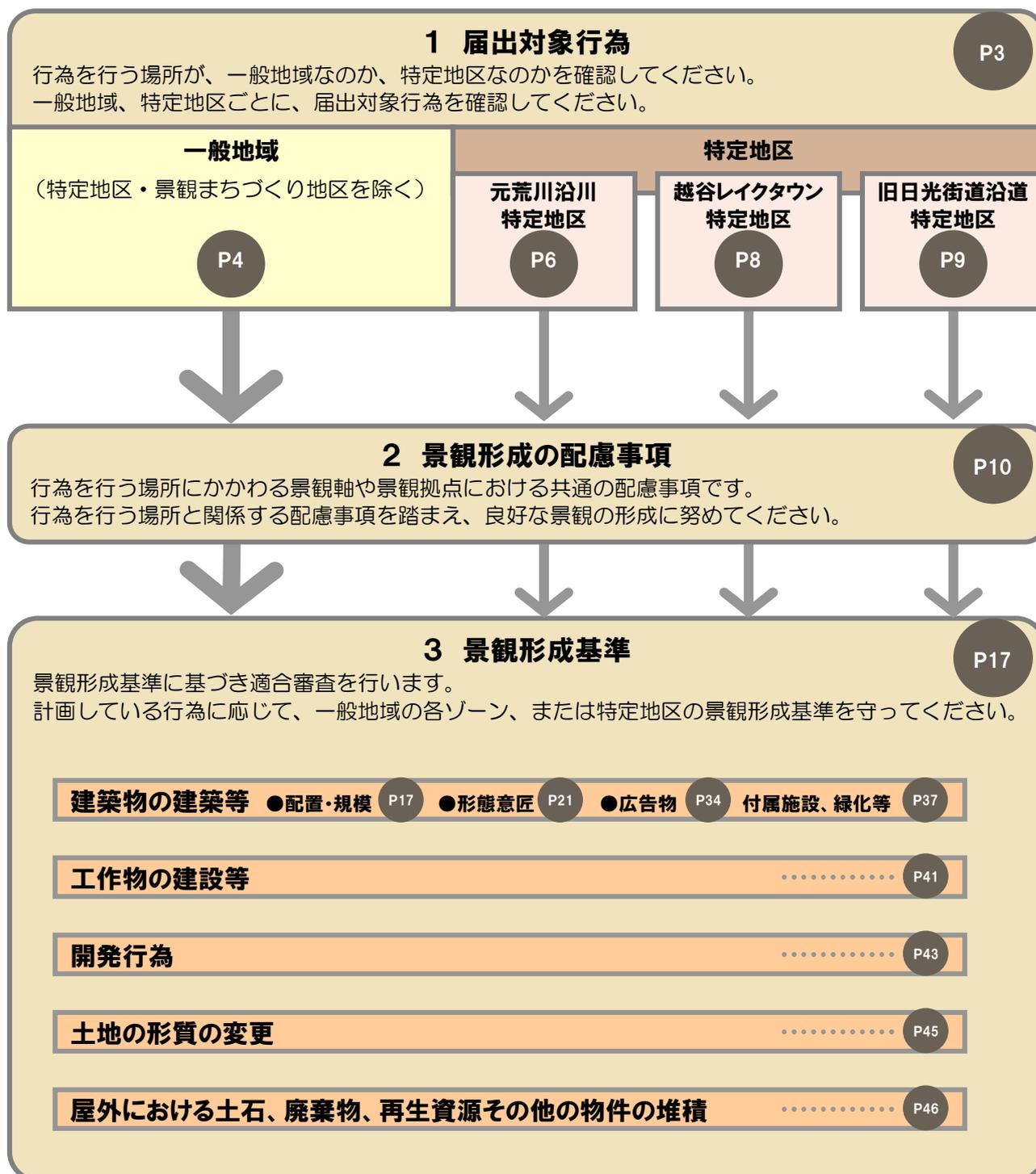
計画や設計を行う前のできるだけ早い段階から、計画地や周辺の景観をとらえ、一般地域または特定地区（3地区）においてふさわしい景観づくりを検討するために、この手引きを活用してください。

## 2 手引きの構成と使い方

本手引きは、大きく景観形成の配慮事項と景観形成基準から構成されています。

景観計画では、景観形成に影響を与える一定規模の行為（届出対象行為）について届出を行い、景観の誘導を運用することとしています。

まず、行為を行う場所がどこに位置しているのかを確認し、景観形成の配慮事項、景観形成基準を踏まえ、良好な景観の形成に努めてください。

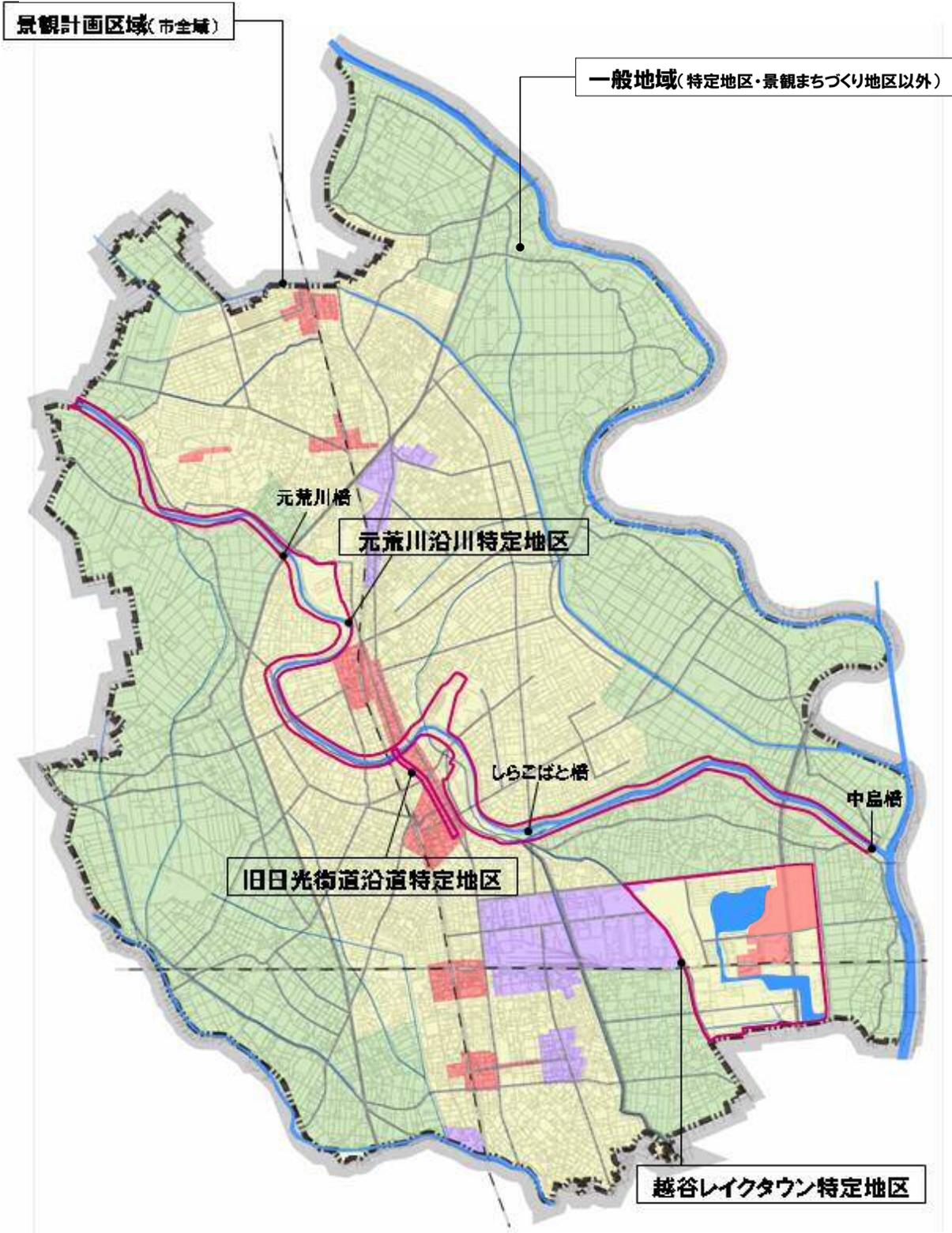


# 1 届出対象行為

## 1 地域・地区の区分

届出対象行為は、一般地域と特定地区、景観まちづくり地区に区分して設定します。

### ■地域・地区の区分



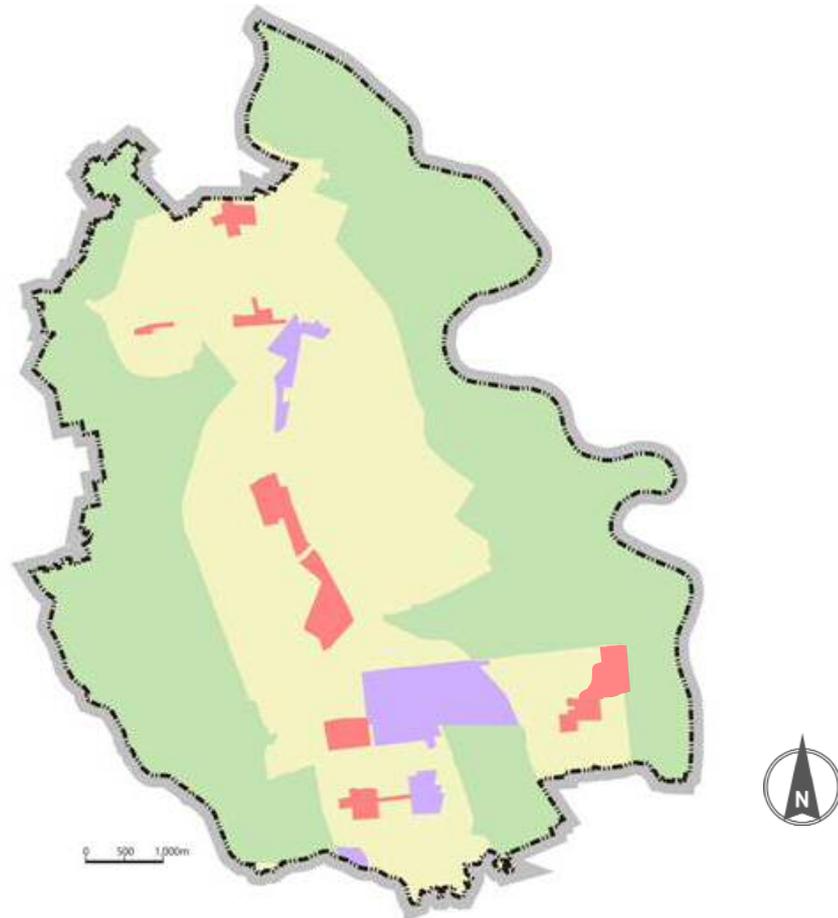
※現在、景観まちづくり地区は指定されていません。

## 2 届出対象行為

### ●一般地域

一般地域における景観形成基準は、4つの景観ゾーンに対応して運用します。

#### ■景観ゾーン区分



#### ■景観ゾーンと用途地域等の対応表

景観ゾーン	対応する用途地域等
 <b>住宅地景観ゾーン</b>	住居系用途地域 ・ 第一種低層住居専用地域 ・ 第二種低層住居専用地域 ・ 第一種中高層住居専用地域 ・ 第二種中高層住居専用地域 ・ 第一種住居地域 ・ 第二種住居地域 ・ 準住居地域
 <b>商業・業務地景観ゾーン</b>	商業系用途地域 ・ 商業地域 ・ 近隣商業地域
 <b>工業・流通業務地 景観ゾーン</b>	工業系用途地域 ・ 準工業地域
 <b>田園・集落景観ゾーン</b>	市街化調整区域

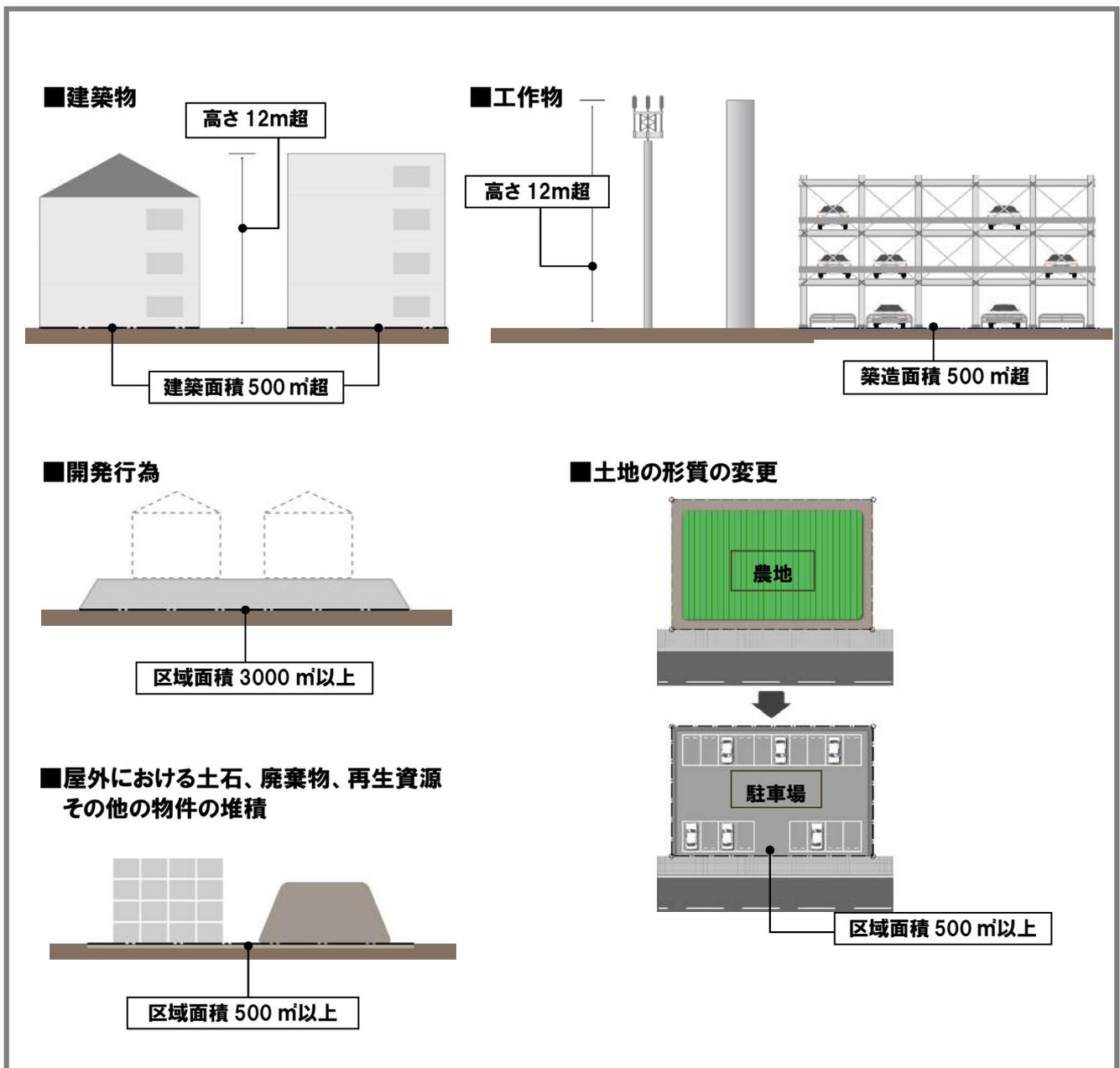
## ■届出対象行為(一般地域)

対象行為	対象規模
建築物の新築、増築、改築若しくは移転又は外観のうちの各立面積の2分の1を超えて変更することとなる修繕、模様替若しくは色彩の変更	<ul style="list-style-type: none"> <li>高さ 12mを超えるもの</li> <li>建築面積 500 m<sup>2</sup>を超えるもの</li> </ul>
工作物の新設、増設、改築若しくは移転又は外観のうちの各立面積の2分の1を超えて変更することとなる修繕、模様替若しくは色彩の変更 (*1)	<ul style="list-style-type: none"> <li>高さ 12mを超えるもの</li> <li>築造面積 500 m<sup>2</sup>を超えるもの</li> </ul>
開発行為 (*2)	<ul style="list-style-type: none"> <li>区域面積 3000 m<sup>2</sup>以上のもの</li> </ul>
土地の形質の変更 (*3)	<ul style="list-style-type: none"> <li>区域面積 500 m<sup>2</sup>以上のもの</li> </ul>
屋外における土石、廃棄物、再生資源その他の物件の堆積	<ul style="list-style-type: none"> <li>区域面積 500 m<sup>2</sup>以上のもの</li> </ul>

\*1 工作物 高さ 15m以下の電線・ケーブル類を支持する電柱（電力柱、電信柱）を除く。

\*2 開発行為 都市計画法第 4 条第 12 項に規定するものをいう。

\*3 土地の形質の変更 農地を駐車場・駐輪場、運動場及びレジャー施設へ変更するものをいう。

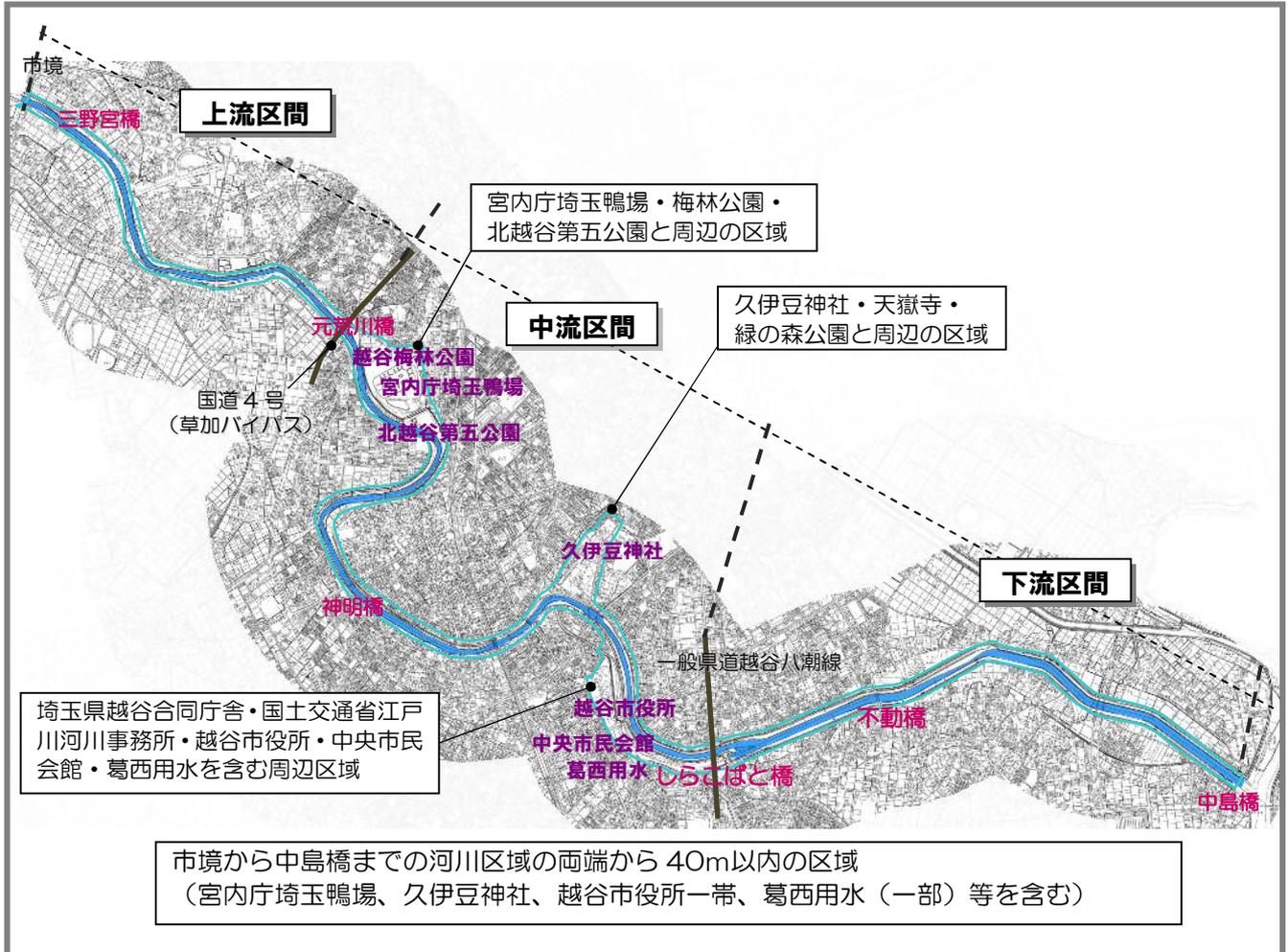


## ●元荒川沿川特定地区

### ①地区の範囲と景観形成の考え方

元荒川沿川特定地区の範囲と景観形成の方針は、以下のとおりとします。

#### ■元荒川沿川特定地区の区域



#### 景観形成の方針

- 市の中心を流れる河川として、自然の豊かさが感じられるシンボリックな景観の形成を図る。
- 河川沿いの道路や緑道などからの河川への眺めを確保するとともに、蛇行した河川の特徴を活かし、対岸や橋梁からの眺めに配慮した良好な景観の形成を図る。
- 市街地に接する部分(中流区間等)では、市街地と調和のとれた景観の形成を図り、郊外部(上流・下流区間等)では自然を活かした景観の形成を図るなど、水辺と調和する開放的な沿川の景観の形成を図る。
- 既存の樹木・樹林や周辺の屋敷林、農地の保全・活用、緑の創出を図り、うるおいのある景観の形成を図る。
- 市民が楽しく散策できる空間や水辺と調和する施設の整備を図り、親しみのある景観の形成を図る。(緑道や橋梁の整備)

## ②届出対象行為

### ■届出対象行為(元荒川沿川特定地区)

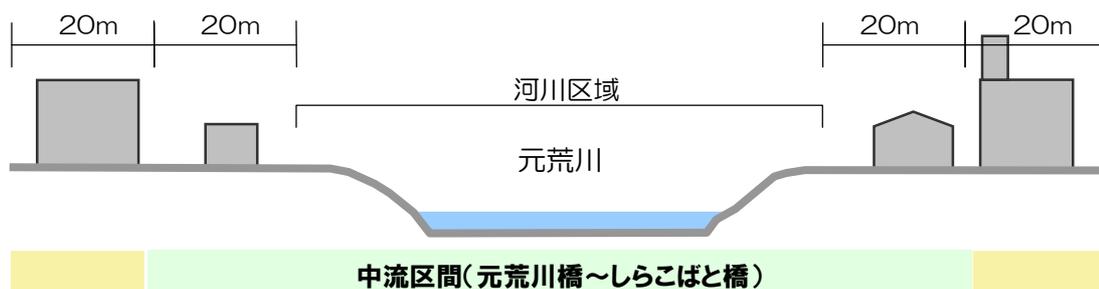
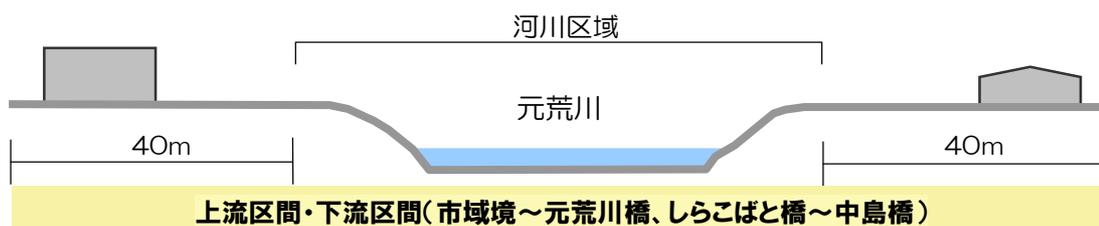
対象行為	対象規模		
	元荒川橋からしらこぼと橋までの区間 (中流区間)		その他の区間 (上流区間・下流区間)
	河川区域の両端から 20m以内の区域	河川区域の両端から 20mを超え、 40m以内の区域	河川区域の両端から 40m以内の区域
建築物の新築、増築、改築若しくは移転又は外観のうちの各立面積の2分の1を超えて変更することとなる修繕、模様替若しくは色彩の変更	<ul style="list-style-type: none"> <li>高さ 8mを超えるもの</li> <li>建築面積 200 m<sup>2</sup>を超えるもの</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>高さ 10mを超えるもの</li> <li>建築面積 300 m<sup>2</sup>を超えるもの</li> </ul>	
工作物の新設、増設、改築若しくは移転又は外観のうちの各立面積の2分の1を超えて変更することとなる修繕、模様替若しくは色彩の変更(*1)	<ul style="list-style-type: none"> <li>高さ 8mを超えるもの</li> <li>又は築造面積 200 m<sup>2</sup>を超えるもの</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>高さ 10mを超えるもの</li> <li>築造面積 300 m<sup>2</sup>を超えるもの</li> </ul>	
開発行為(*2)	<ul style="list-style-type: none"> <li>区域面積 500 m<sup>2</sup>以上のもの</li> </ul>		
土地の形質の変更(*3)	<ul style="list-style-type: none"> <li>区域面積 500 m<sup>2</sup>以上のもの</li> </ul>		
屋外における土石、廃棄物、再生資源その他の物件の堆積	<ul style="list-style-type: none"> <li>区域面積 500 m<sup>2</sup>以上のもの</li> </ul>		

\*1 工作物 高さ 15m以下の電線・ケーブル類を支持する電柱(電力柱、電信柱)を除く。

\*2 開発行為 都市計画法第4条第12項に規定するものをいう。

\*3 土地の形質の変更 農地を駐車場・駐輪場、運動場及びレジャー施設へ変更するものをいう。

市境から中島橋までの河川区域の両端から40m以内の区域  
(宮内庁埼玉鴨場、久伊豆神社、越谷市役所一帯、葛西用水(一部)等を含む)



## ●越谷レイクタウン特定地区

### ①地区の範囲と景観形成の考え方

#### ■越谷レイクタウン特定地区の区域



#### 景観形成の方針

- 大相模調節池を意識し、水辺と調和する開放的な景観の形成を図る。
- 調節池沿いの道路やレイクサイドウォーク、公園などからの調節池への眺めを確保するとともに、対岸や橋梁からの眺めに配慮した良好な景観の形成を図る。
- 水辺沿いの緑の創出を図り、うるおいと開放感のある景観の形成を図る。（水辺の緑化推進、セットバック、垣・柵を設けない開放的な景観の形成、ピスタの保全・活用）
- 市民が楽しく散策できる空間や水辺と調和する施設の整備を図り、親しみのある景観の形成を図る。（緑道や橋梁の整備）

### ②届出対象行為

#### ■届出対象行為(越谷レイクタウン特定地区)

対象行為	対象規模
建築物の新築、増築、改築若しくは移転又は外観のうち各立面積の2分の1を超えて変更することとなる修繕、模様替若しくは色彩の変更	<ul style="list-style-type: none"> <li>• 高さ 10mを超えるもの</li> <li>• 建築面積 300㎡を超えるもの</li> </ul>
工作物の新設、増設、改築若しくは移転又は外観のうち各立面積の2分の1を超えて変更することとなる修繕、模様替若しくは色彩の変更(*1)	<ul style="list-style-type: none"> <li>• 高さ 10mを超えるもの</li> <li>• 築造面積 300㎡を超えるもの</li> </ul>
開発行為(*2)	<ul style="list-style-type: none"> <li>• 区域面積 500㎡以上のもの</li> </ul>
土地の形質の変更(*3)	<ul style="list-style-type: none"> <li>• 区域面積 500㎡以上のもの</li> </ul>
屋外における土石、廃棄物、再生資源その他の物件の堆積	<ul style="list-style-type: none"> <li>• 区域面積 500㎡以上のもの</li> </ul>

\*1 工作物 高さ 15m以下の電線・ケーブル類を支持する電柱（電力柱、電信柱）を除く。

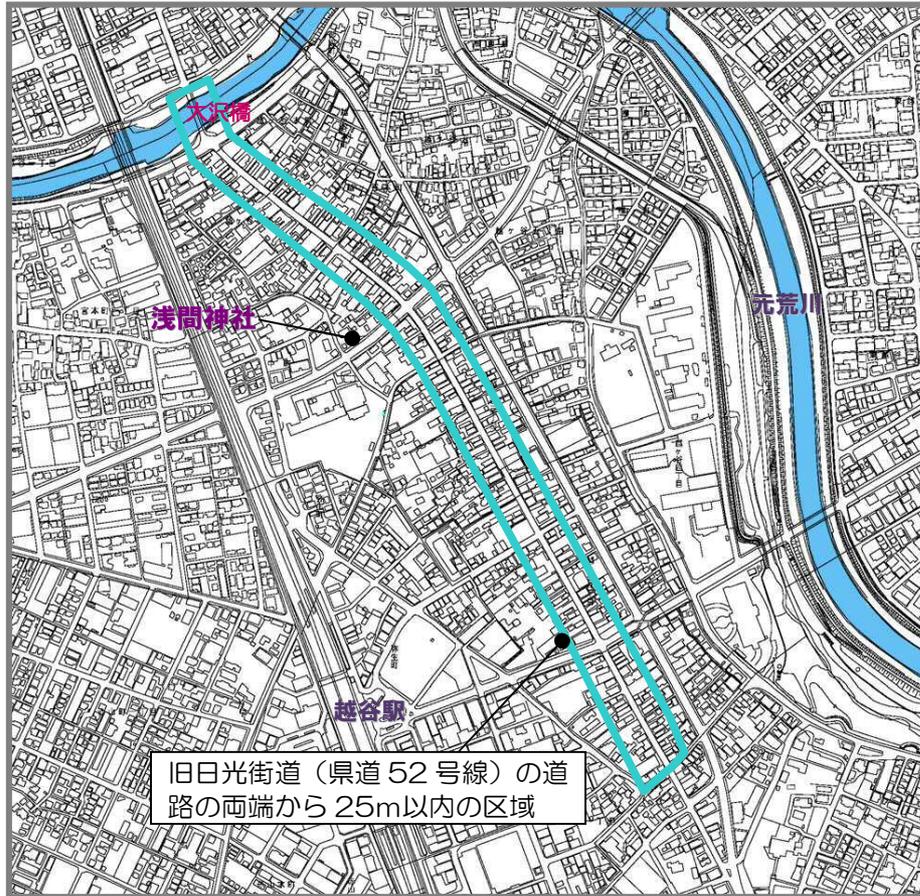
\*2 開発行為 都市計画法第4条第12項に規定するものをいう。

\*3 土地の形質の変更 農地を駐車場・駐輪場、運動場及びレジャー施設へ変更するものをいう。

## ●旧日光街道沿道特定地区

### ①地区の範囲と景観形成の考え方

#### ■旧日光街道沿道特定地区の区域



#### 景観形成の方針

- かつての越ヶ谷宿の面影を残す地域固有の歴史的景観資源を活かし、調和のとれた特色のある街並み景観の形成を図る。
- 旧日光街道周辺の住宅地の緑のつながりを活かすことで、奥行きのある景観の形成を図る。
- 歩行者の視線に配慮し、歩いて楽しい道の景観形成を図る。（道路と沿道のもてなしのしつらえ等）

### ②届出対象行為

#### ■届出対象行為(旧日光街道沿道特定地区)

対象行為	対象規模
建築物の新築、増築、改築若しくは移転又は外観のうちの各立面積の2分の1を超えて変更することとなる修繕、模様替若しくは色彩の変更	<ul style="list-style-type: none"> <li>• 高さ 10m を超えるもの</li> <li>• 建築面積 300 m<sup>2</sup> を超えるもの</li> </ul>
工作物の新設、増設、改築若しくは移転又は外観のうちの各立面積の2分の1を超えて変更することとなる修繕、模様替若しくは色彩の変更 (*1)	<ul style="list-style-type: none"> <li>• 高さ 10m を超えるもの</li> <li>• 築造面積 300 m<sup>2</sup> を超えるもの</li> </ul>
開発行為 (*2)	<ul style="list-style-type: none"> <li>• 区域面積 500 m<sup>2</sup> 以上のもの</li> </ul>
屋外における土石、廃棄物、再生資源その他の物件の堆積	<ul style="list-style-type: none"> <li>• 区域面積 500 m<sup>2</sup> 以上のもの</li> </ul>

\*1 工作物 高さ 15m 以下の電線・ケーブル類を支持する電柱（電力柱、電信柱）を除く。

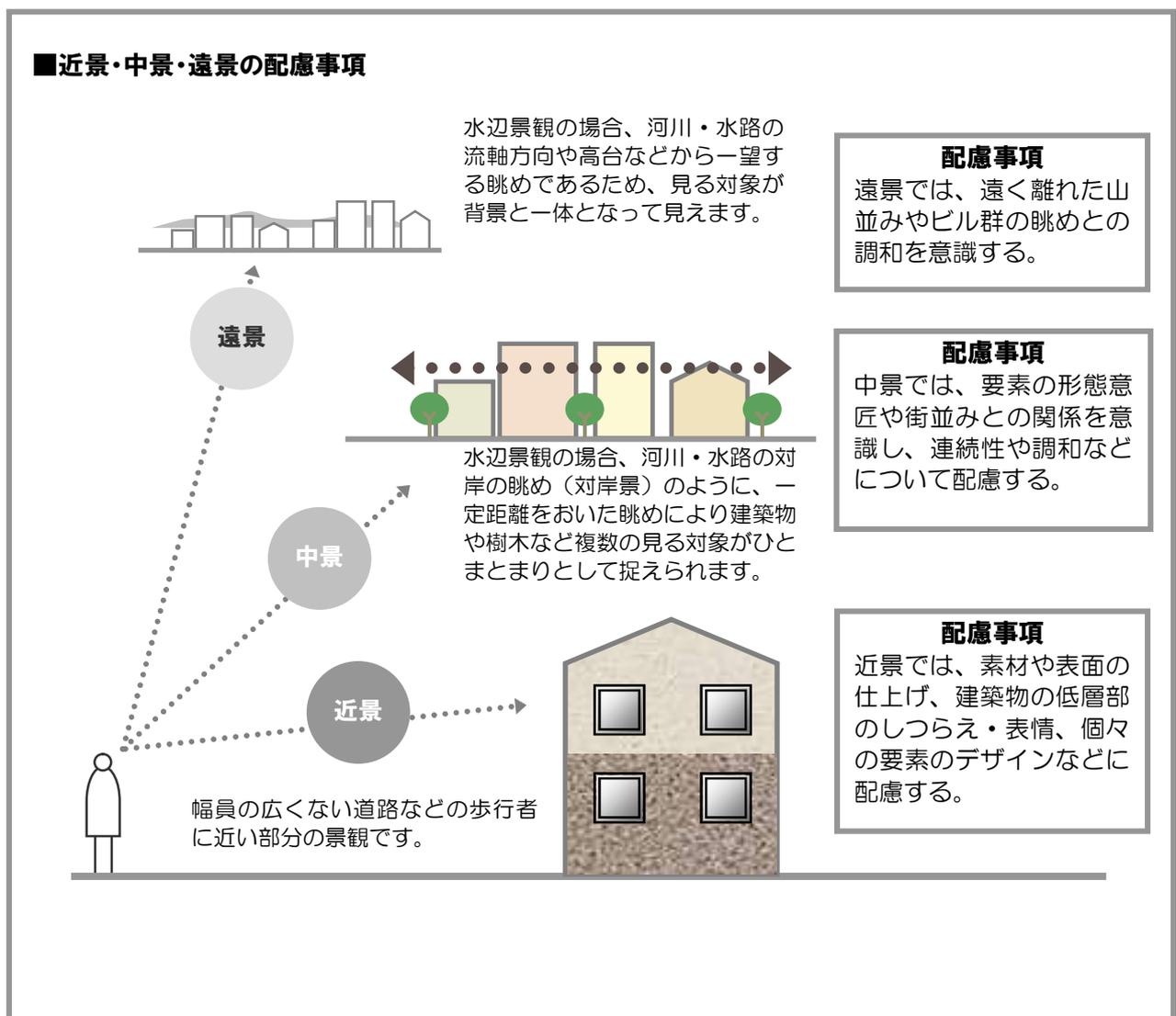
\*2 開発行為 都市計画法第 4 条第 12 項に規定するものをいう。

## 2 景観形成の配慮事項

### 1 近景・中景・遠景の配慮事項

景観は、見る位置と見られる対象との距離によって、大きく近景・中景・遠景に区分されます。景観形成について配慮する視点は、その対象をどこから見るかということによって異なり、配慮事項が異なります。たとえば、建築物の低層部などの歩行者に近い部分は近景として意識され、この部分では個性を表現するなど、きめ細かい表情などが重要となります。また、同じ建築物の中高層部では、中景を意識し、街並みとしての連続性や調和などが重要となります。この部分で個性を強調しすぎると、不調和を生み出し、本来引き立てるべき景観を阻害することになりかねません。

行為にあたっては、計画地がどこから見えるのか、また、どのように見えるかを意識し、近景・中景・遠景に応じて配慮してください。

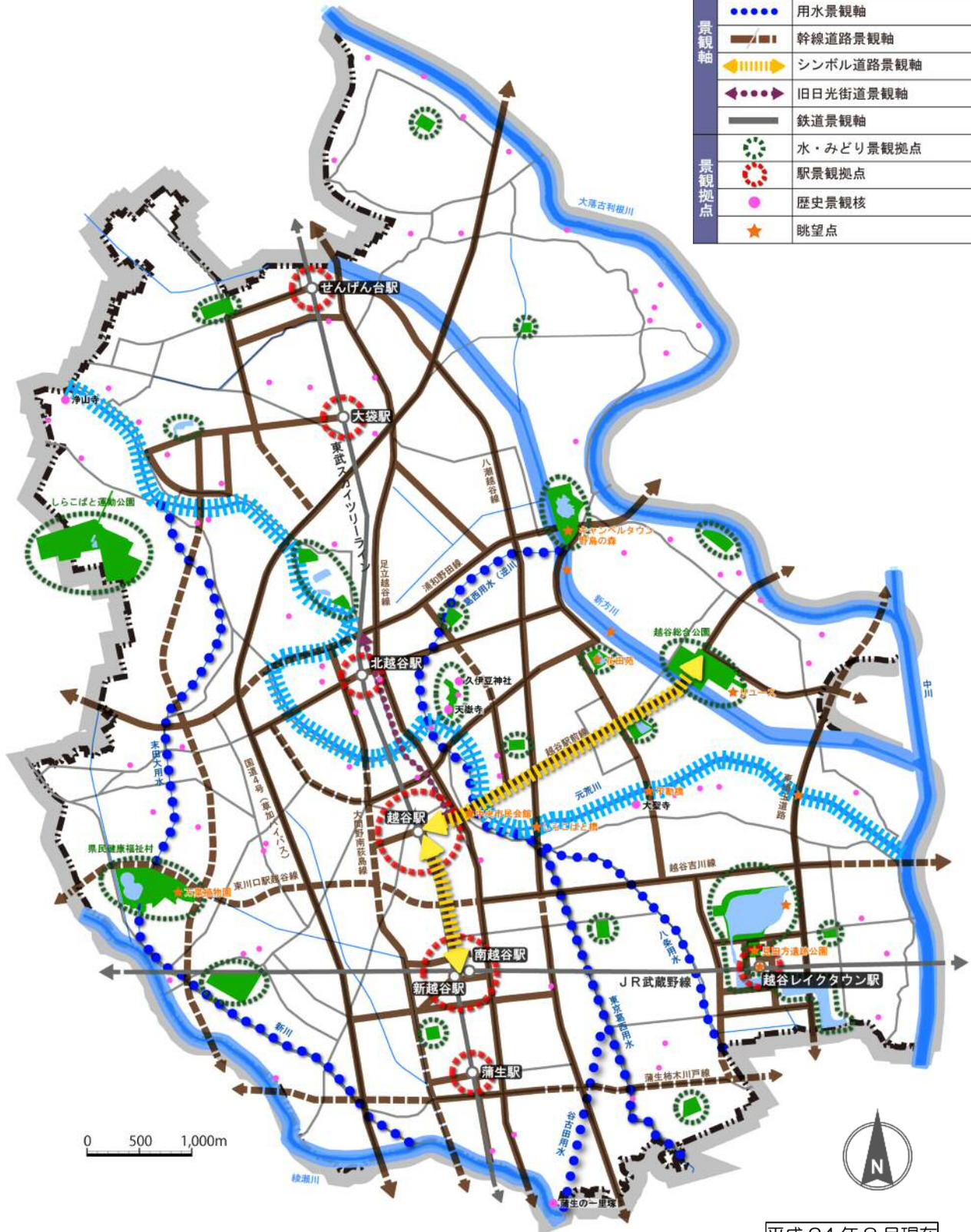


## 2 景観軸・景観拠点における配慮事項

計画地が景観軸や景観拠点に位置する場合、次の配慮事項を踏まえるものとします。

### ■景観軸・景観拠点

凡 例	
	シンボル水辺景観軸
	河川景観軸
	用水景観軸
	幹線道路景観軸
	シンボル道路景観軸
	旧日光街道景観軸
	鉄道景観軸
	水・みどり景観拠点
	駅景観拠点
	歴史景観核
	眺望点



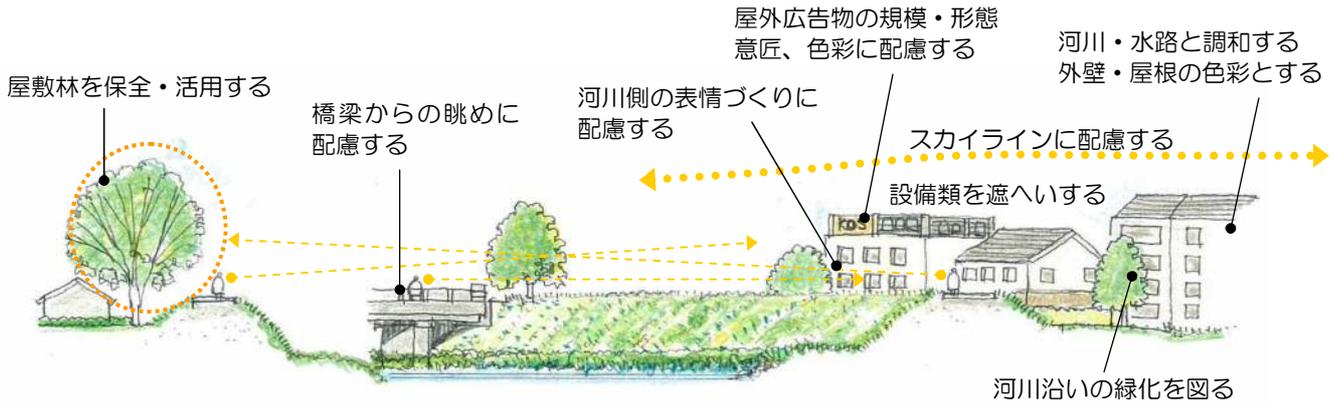
平成 24 年 8 月現在

シンボル水辺景観軸 (元荒川沿川の区域)



《配慮事項》

- 水辺の広がりを感じられる開放的な景観の保全・活用を図る。
- 対岸などからの歩行者の眺めに配慮し、建築物等の形態意匠・色彩を工夫した水辺と調和した街並み景観の形成を図る。
- 屋敷林などの緑の保全と河川沿いの緑の創出を図る。



河川景観軸 (河川沿川の区域)



用水景観軸 (用水沿川の区域)



《配慮事項》

- 対岸などからの歩行者の眺めに配慮し、建築物等の形態意匠・色彩を工夫した街並み景観の形成を図る。
- 屋敷林などの緑の保全と河川・用水沿いの緑の創出を図る。



## 幹線道路景観軸 (幹線道路の沿道の区域)

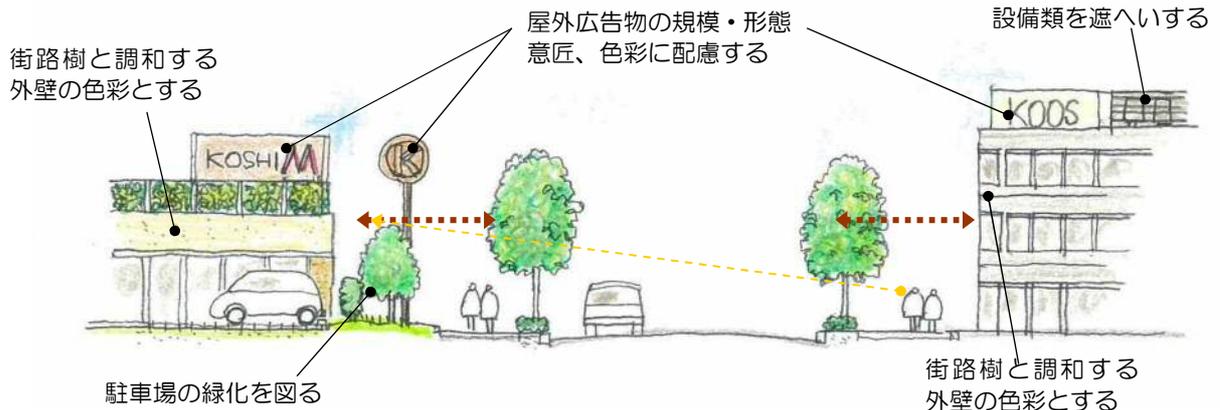


(未整備)

※未整備区間は、道路の整備後に適用

### 《配慮事項》

- 道路や歩道からの眺めに配慮し、建築物、屋外広告物等の形態意匠・色彩を工夫し、秩序のある街並み景観の形成を図る。
- 街路樹などの緑との調和に配慮した街並み景観の形成を図る。
- 道路際の境界部に多様な緑の創出を図る。

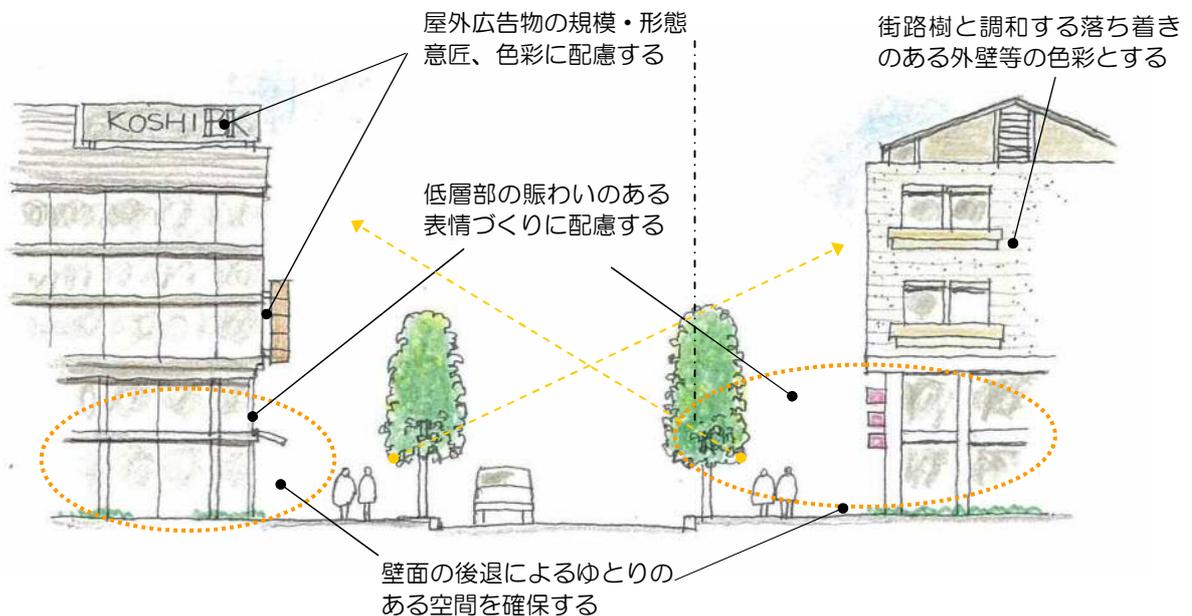


## シンボル道路景観軸 (越谷駅前線・南越谷駅越谷駅線の沿道の区域)



### 《配慮事項》

- 壁面の位置後退などによるゆとりのある空間の確保を図る。
- 道路や歩道からの眺めに配慮し、建築物、屋外広告物等の形態意匠・色彩を工夫した沿道の良い街並み景観の形成を図る。
- 低層部では、近景として歩行者の視線に配慮し、身近な表情のある景観の形成を図る。

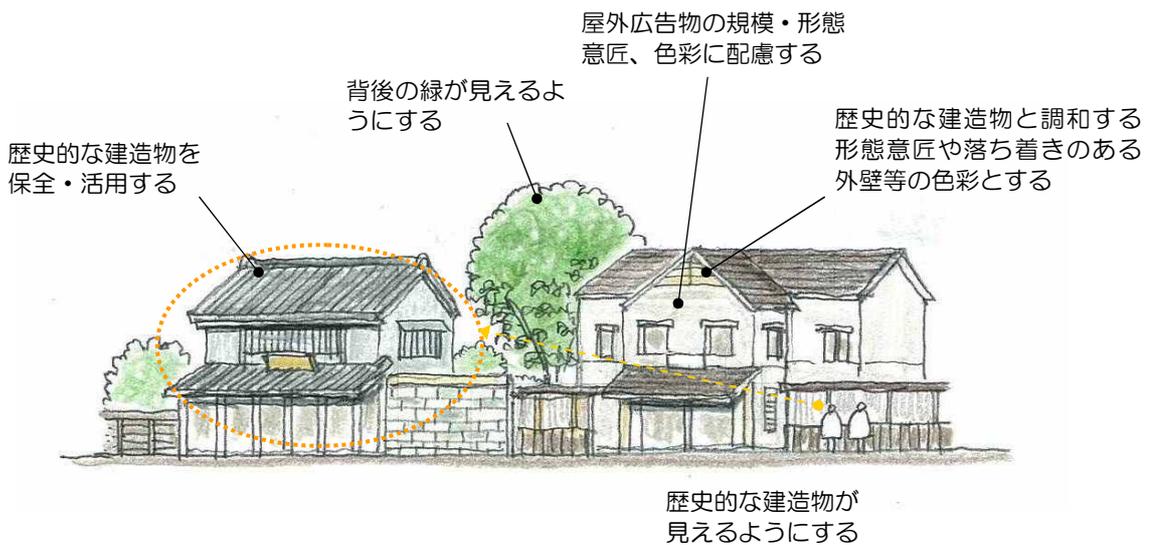


## 旧日光街道景観軸 (旧日光街道の沿道の区域)



## 《配慮事項》

- 歴史的な建造物などの景観の保全・活用を図り、道路から見やすいように配慮する。
- 歴史的な建造物などとの調和に配慮した建築物、屋外広告物等の形態意匠・色彩による街並み景観の形成を図る。
- 低層部では、近景として歩行者の視線に配慮し、身近な表情のある景観の形成を図る。

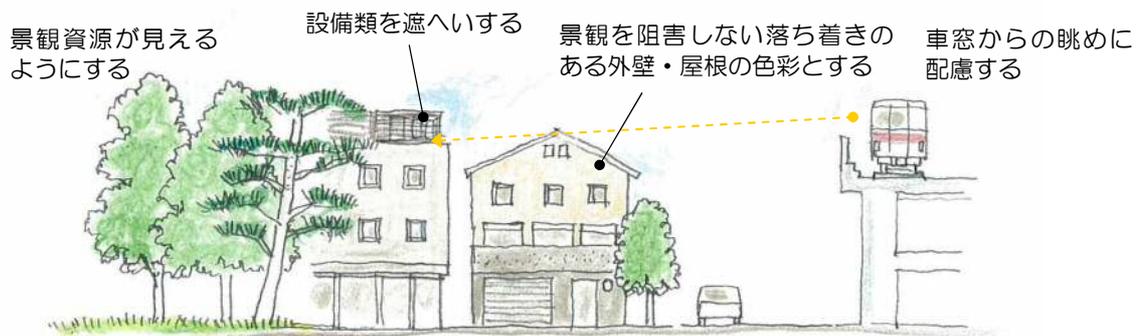


## 鉄道景観軸 (車窓から展望できる区域)



## 《配慮事項》

- 車窓からの眺めに配慮し、屋根の形状、屋上設備の遮へい等を工夫した屋根の景観の形成を図る。(中景・遠景)
- 景観を阻害しない建築物等の形態意匠・色彩による街並み景観の形成を図る。



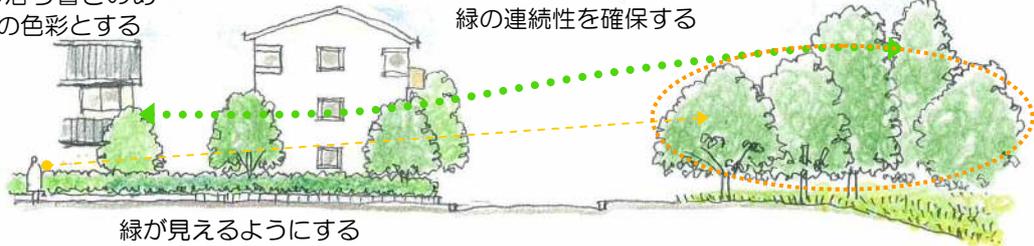
## 水・みどり景観拠点 (公園緑地周辺の区域)



### 《配慮事項》

- 水・みどり景観拠点となる公園などの緑の景観の保全・活用を図り、道路から見やすいように配慮する。(中景)
- 緑との調和に配慮した建築物、屋外広告物等の形態意匠・色彩による街並み景観の形成
- 水・みどり拠点と連続するよう、周辺における緑の保全と創出を図る。

緑と調和する落ち着いたあ  
る外壁・屋根の色彩とする



緑の連続性を確保する

緑が見えるようにする

## 駅景観拠点 (駅・駅前広場に面する区域)



### 《配慮事項》

- 駅前広場などからの眺めに配慮し、建築物、屋外広告物等の形態意匠・色彩などを工夫した秩序のある街並み景観の形成を図る。
- 低層部では、近景として歩行者の視線に配慮し、身近なにぎわいのある景観の形成を図る。
- 連続した快適な歩行者動線の確保を図る。

低層部の賑わいのある表情  
づくりと歩行者動線の連続  
性の確保に配慮する



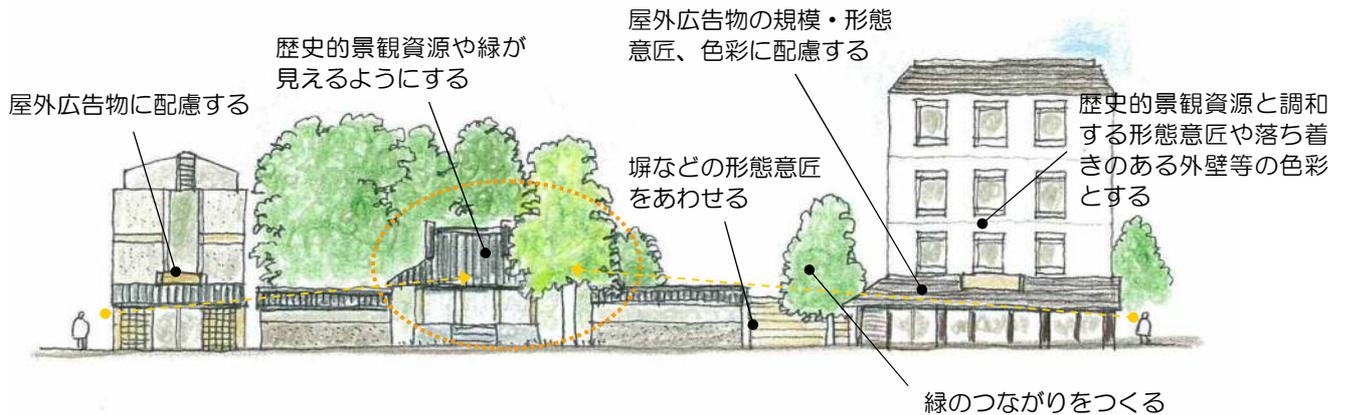
屋外広告物の規模・形態  
意匠、色彩に配慮する

設備類を遮へいする

### 歴史景観核（社寺等の周辺の区域）

#### 《配慮事項》

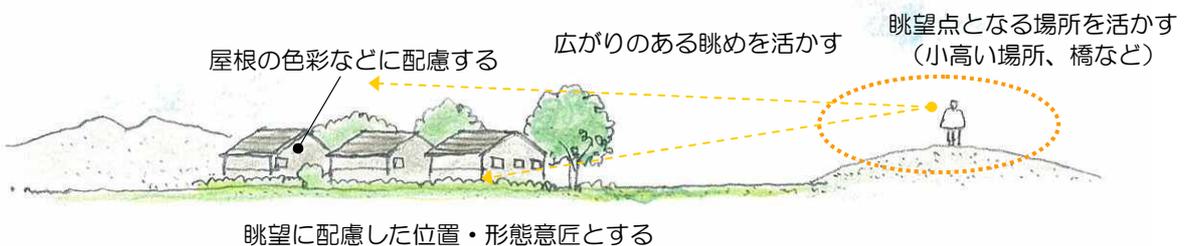
- 歴史的な建造物などの景観の保全・活用を図り、道路から見やすいように配慮する。
- 歴史的な建造物などの調和に配慮した建築物等の形態意匠・色彩による街並み景観の形成を図る。
- 歴史的景観資源と連続するよう、周辺の緑の保全と創出を図る。



### 眺望点（眺望点から展望できる区域）

#### 《配慮事項》

- 対象への良好な眺めが得られる眺望点となる場所を活かす。
- 眺望点となる場所からの眺めに配慮し、建築物、屋外広告物等の規模・形態意匠・色彩などを工夫した景観の形成を図る。（中景・遠景）。



# 3 景観形成基準

## 1 建築物の建築等

### 配置・規模

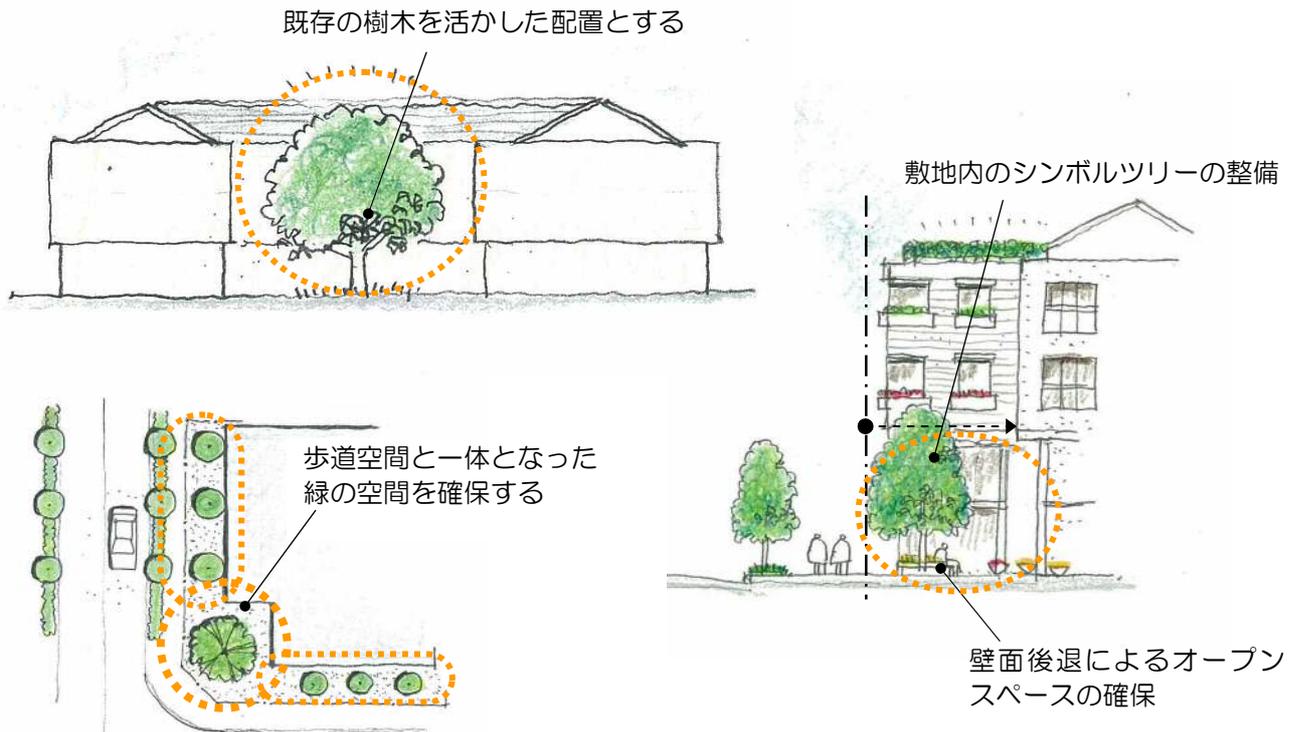
#### ●一般地域

##### ■景観形成基準

住宅地景観ゾーン	<ul style="list-style-type: none"> <li>□ 計画地や周辺に屋敷林等の既存の樹木・樹林がある場合は、景観の保全・活用に配慮した配置・規模とする。</li> <li>□ 道路や隣接地との関係を考慮し、圧迫感を与えず、またゆとりある空間の確保や緑化を図る空間の確保に努める。</li> <li>□ 周辺から著しく突出しない規模とする。</li> </ul>
商業・業務地景観ゾーン	<ul style="list-style-type: none"> <li>□ 道路や隣接地との関係を考慮し、圧迫感を与えず、またゆとりある空間の確保や緑化を図る空間の確保に努める。</li> </ul>
工業・流通業務地景観ゾーン	<ul style="list-style-type: none"> <li>□ 計画地や周辺に既存の樹木・樹林がある場合は、景観の保全・活用に配慮した配置・規模とする。</li> <li>□ 道路や隣接地との関係を考慮し、圧迫感を与えず、またゆとりある空間の確保や緑化を図る空間の確保に努める。</li> </ul>
田園・集落景観ゾーン	<ul style="list-style-type: none"> <li>□ 計画地や周辺に屋敷林等の既存の樹木・樹林がある場合は、景観の保全・活用に配慮した配置・規模とする。</li> <li>□ 道路や隣接地との関係を考慮し、圧迫感を与えず、またゆとりある空間の確保や緑化を図る空間の確保に努める。</li> <li>□ 広がりのある景観に配慮した配置・規模とする。</li> </ul>

##### ■景観形成の考え方

**建築物の配置・規模は、周辺から見た場合に、周辺の景観を大きく変えない規模とするとともに、道路との関係に配慮し、圧迫感を与えないようにすることが大切です。**  
**また、敷地や周辺に樹林や樹木がある場合は、よく見えるように建築物を配置することも重要です。**



田園・集落景観ゾーンでは、広がりのある景観を阻害しない形態意匠とする



既存のイチョウを保全するとともに、歩道からよく見えるように配置に配慮している。(東京・板橋区)



既存のイチョウを保全し、よく見えるように配置に配慮している。(東京・世田谷区)



既存の樹木を保全し、エントランス空間の活用している。(東京・板橋区)



建築物の配置を工夫し、歩行者を引き込む広場を確保している。(東京・渋谷区)



エントランス空間に広場を確保し、シンボルツリーを配置している。(東京・江東区)



後退した位置に配置し、道路と連続した歩行者空間を確保している。(横浜市)

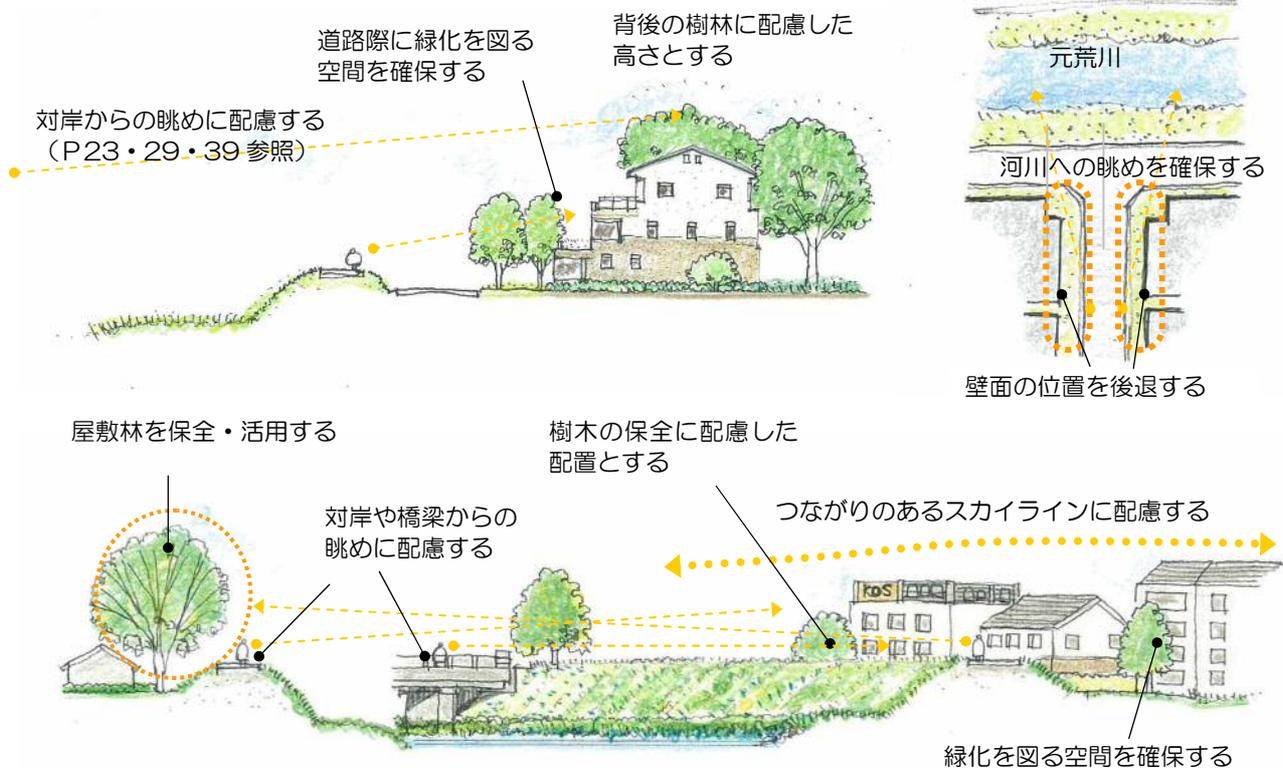
## ●元荒川沿川特定地区

### ■景観形成基準

- 計画地や周辺に屋敷林等の既存の樹木・樹林がある場合は、景観の保全・活用に配慮した配置・規模とする。
- 久伊豆神社や宮内庁埼玉鴨場周辺では、樹林との調和に配慮した配置・規模とする。
- 対岸からの眺めに配慮し、周辺と調和した配置・規模とするとともに、つながりのあるスカイラインの形成に努める。
- 道路や隣接地との関係を考慮し、圧迫感を与えず、またゆとりある空間の確保や緑化を図る空間の確保に努める。

### ■景観形成の考え方

元荒川沿川特定地区では、対岸や橋などからの見え方に配慮し、広がりのある水辺の景観を大きく阻害しないよう周辺との連続性のある規模や壁面の位置の工夫を検討してください。



元荒川沿川の樹林への眺めと開放的なスカイライン（越谷市）



久伊豆神社参道の樹林への眺め（越谷市）

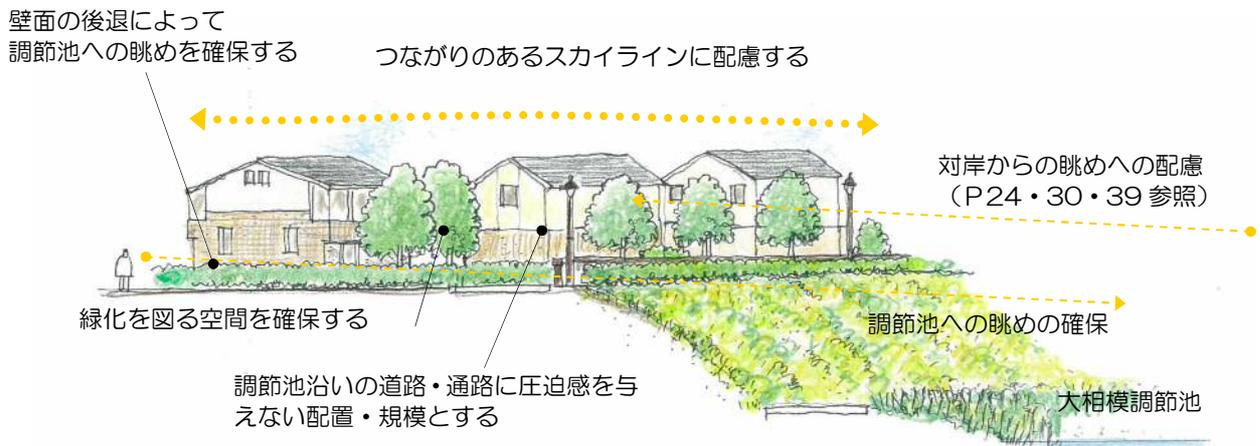
## ●越谷レイクタウン特定地区

### ■景観形成基準

- 対岸からの眺めに配慮し、周辺と調和した配置・規模とするとともに、つながりのあるスカイラインの形成に努める。
- 道路や隣接地との関係を考慮し、圧迫感を与えず、またゆとりある空間の確保や緑化を図る空間の確保に努める。
- 調節池の水面が日陰とならないよう配置・規模に配慮する。

### ■景観形成の考え方

越谷レイクタウン特定地区では、対岸などからの見え方に配慮し、ゆとりのある水辺の景観を形成するよう配置・規模を検討してください。



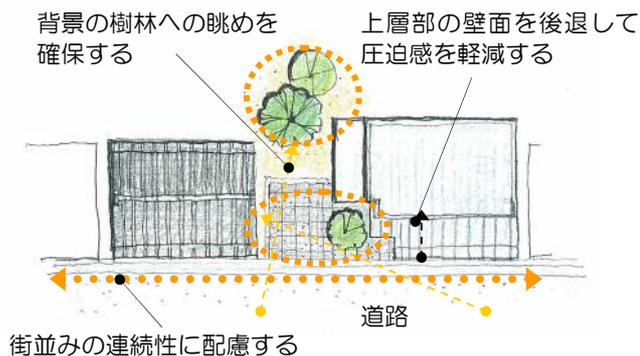
## ●旧日光街道沿道特定地区

### ■景観形成基準

- 計画地や周辺に屋敷林等の既存の樹木・樹林がある場合は、景観の保全・活用に配慮した配置・規模とする。特に、浅間神社のケヤキとの調和に配慮する。
- 街並みの連続性や道路との一体性に配慮した配置・規模とする。
- 道路や隣接地との関係を考慮し、圧迫感を与えず、またゆとりある空間の確保や緑化を図る空間の確保に努める。

### ■景観形成の考え方

旧日光街道沿道特定地区では、街並みの連続性に配慮するとともに、浅間神社のケヤキとの調和に配慮した配置・規模を検討してください。



浅間神社のケヤキ（越谷市）

# 1 建築物の建築等

## 形態意匠－外壁

### ●一般地域

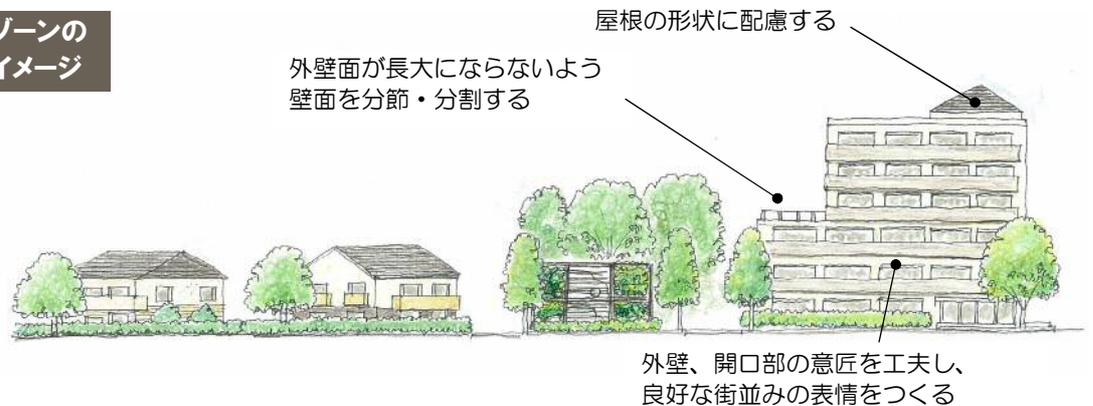
#### ■景観形成基準

住宅地景観ゾーン	<ul style="list-style-type: none"> <li>□ 外壁面が長大とならないよう、壁面の分節・分割を工夫する。</li> <li>□ 周辺と調和する良好な景観の形成を図るよう、屋根、外壁、開口部等の意匠を工夫する。</li> </ul>
商業・業務地景観ゾーン	<ul style="list-style-type: none"> <li>□ 外壁面が長大とならないよう、壁面の分節・分割を工夫する。</li> <li>□ 周辺と調和する良好な景観の形成を図るよう、屋根、外壁、開口部等の意匠を工夫する。</li> <li>□ ゆとりある空間を確保するよう、1階部分の壁面後退に努めるとともに、魅力を与える表情づくりを工夫する。</li> </ul>
工業・流通業務地景観ゾーン	<ul style="list-style-type: none"> <li>□ 外壁面が長大とならないよう、壁面の分節・分割を工夫する。</li> <li>□ 周辺と調和する良好な景観の形成を図るよう、屋根、外壁、開口部等の意匠を工夫する。</li> </ul>
田園・集落景観ゾーン	<ul style="list-style-type: none"> <li>□ 外壁面が長大とならないよう、壁面の分節・分割を工夫する。</li> <li>□ 周辺と調和する良好な景観の形成を図るよう、屋根、外壁、開口部等の意匠を工夫する。</li> </ul>

#### ■景観形成の考え方

建築物の外壁は、周辺から見た場合に、周辺の景観に大きな影響を与えます。道路との関係に配慮し、圧迫感を与えないような構成とするよう心がけてください。  
 特に、歩行者の視線が届きやすい低層部は、壁面位置や形態意匠・色彩の工夫、緑の空間の確保など、魅力ある景観を創出するよう検討してください。

#### 住宅地景観ゾーンの景観誘導のイメージ



#### 商業・業務地景観ゾーンの景観誘導のイメージ



工業・流通業務地景観ゾーンの  
景観誘導のイメージ

住宅地に圧迫感を与えないよう工夫する  
(壁面の位置の後退・壁面の分割、緑化等)



色彩などによって壁面を分割・分節する

田園・集落景観ゾーンの  
景観誘導のイメージ

屋根の形状に配慮する



違和感を与えない外壁、  
開口部の意匠とする



壁面を分割・分節し、変化を与えている。(東京・板橋区)



壁面の構成や色彩の変化などによる外壁のデザインがまちに表情を与えている。(つくば市)



低層部の壁面を後退し入口まわりにゆとりのある空間を確保している。(越谷市)



低層部の入口まわりの表情を魅力あるものとしている。(神戸市)

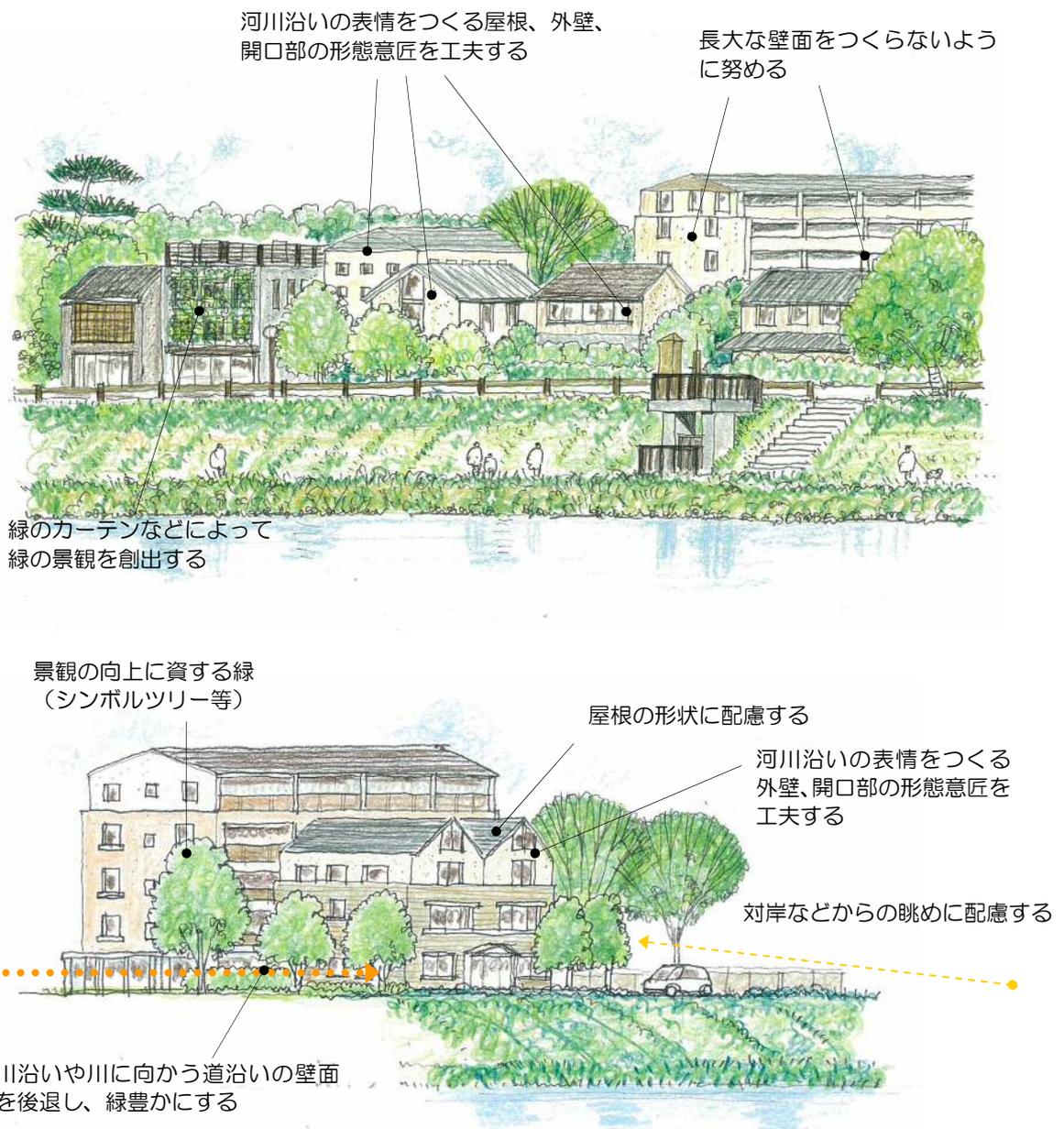
## ●元荒川沿川特定地区

### ■景観形成基準

- 元荒川・葛西用水及び元荒川・葛西用水に向かう道路に面して外壁面が長大とならないよう努めるとともに、壁面の分節・分割や後退等を工夫する。
- 周辺と調和する良好な水辺の景観の形成を図るよう、対岸からの眺めに配慮し、元荒川・葛西用水側に正面を向けるとともに、屋根、外壁、開口部等の意匠を工夫する。

### ■景観形成の考え方

元荒川沿川特定地区では、川の対岸などから見た景観に配慮し、水辺側が裏に見えないよう、良好な表情をつくる壁面のデザインの工夫が必要です。また、元荒川に向かう道路を魅力的にし、水辺の広がりを感じさせる工夫を心がけてください。



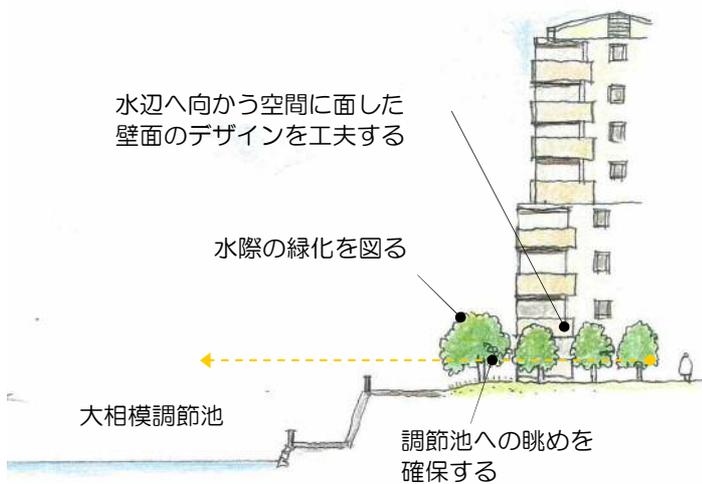
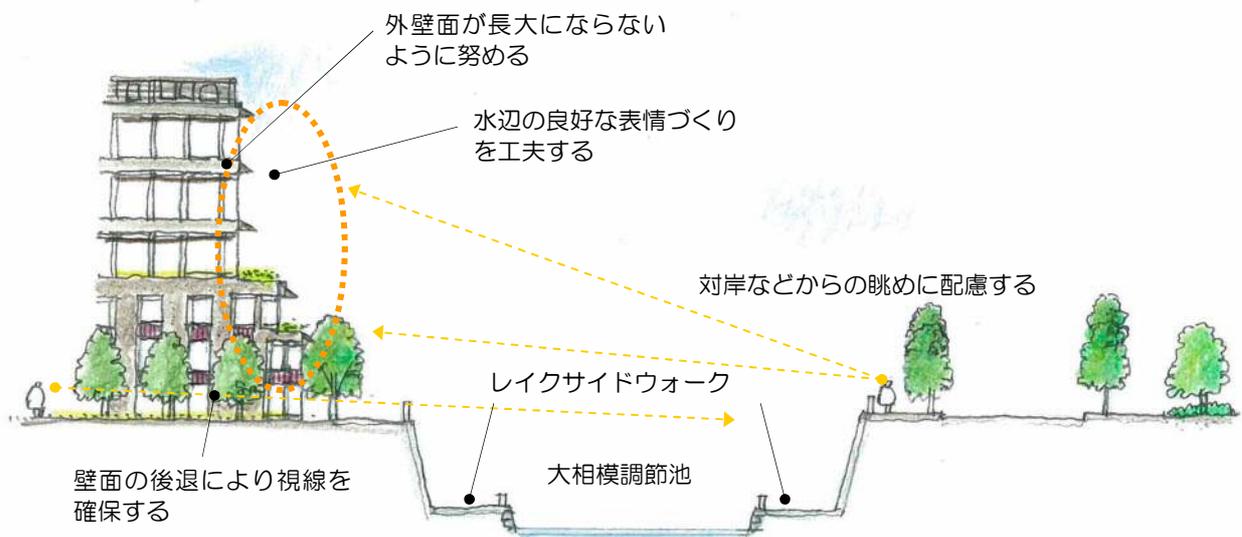
## ● 越谷レイクタウン特定地区

### ■ 景観形成基準

- 調節池沿いの道路、調節池管理用通路及び調節池に向かう道路に面して外壁面が長大とならないよう努めるとともに、壁面の分節・分割や後退等を工夫する。
- 周辺と調和する良好な水辺の景観の形成を図るよう、対岸からの眺めに配慮し、調節池沿いの道路や調節池管理用通路側に正面を向けるとともに、屋根、外壁、開口部等の意匠を工夫する。

### ■ 景観形成の考え方

越谷レイクタウン特定地区では、調節池の対岸などから見た景観に配慮し、水辺側が裏に見えないよう、良好な表情をつくる壁面のデザインの工夫が必要です。また、調節池に向かう道路や通路、広場に面する空間を魅力的にし、水辺の広がりを感じさせる工夫を心がけてください。



調節池に向かう空間を確保し、水辺を予感させている。(越谷市)

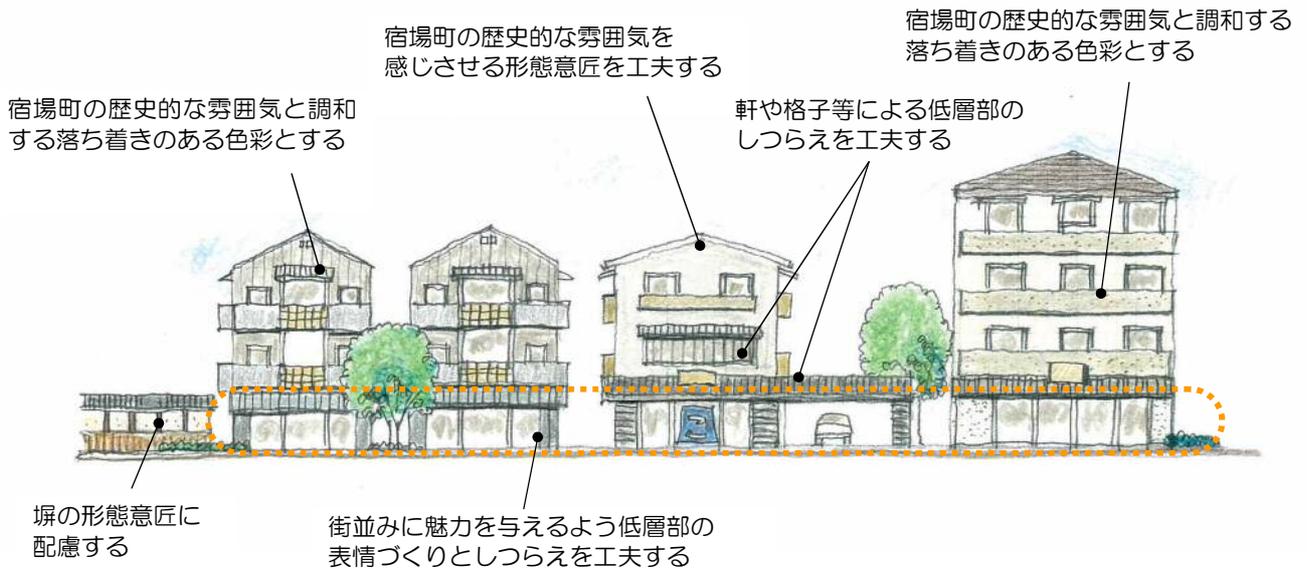
## ●旧日光街道沿道特定地区

### ■景観形成基準

- 道路に対して外壁面が長大とならないよう努めるとともに、壁面の分節・分割や後退等を工夫する。
- 宿場町の歴史的な雰囲気を感じさせる屋根、外壁、開口部や低層部の形態意匠を工夫する。

### ■景観形成の考え方

旧日光街道沿道では、宿場町の雰囲気をつくり出すよう、軒や格子などの伝統的な意匠を街並みにふさわしく洗練させて取り入れ、壁面デザインを工夫してください。



歴史的な道すじにふさわしい形態意匠に配慮した建築物（越谷市）



格子などを取り入れ歴史的な街並みに配慮した形態意匠の建築物（越谷市）



隣接する歴史的な建造物との調和に配慮した形態意匠による建築物（草加市）



歴史ある街並みとの調和に配慮した形態意匠としている。（成田市）

## 1 建築物の建築等

## 形態意匠－素材

## ●一般地域

## ■景観形成基準

住宅地景観ゾーン 商業・業務地景観ゾーン 工業・流通業務地景観ゾーン	<input type="checkbox"/> 長期間にわたり景観を形成することを考慮し、耐久性・耐候性に優れ、経年変化により見苦しくならない素材を使用する。 <input type="checkbox"/> 反射するもの等著しく目立つ素材の使用は控える。
田園・集落景観ゾーン	<input type="checkbox"/> 長期間にわたり景観を形成することを考慮し、耐久性・耐候性に優れ、経年変化により見苦しくならない素材を使用する。 <input type="checkbox"/> 反射するもの等著しく目立つ素材の使用は控える。 <input type="checkbox"/> 周辺の緑と調和するよう自然素材等を使用するよう努める。

## ●元荒川沿川特定地区

## ■景観形成基準

<input type="checkbox"/> 長期間にわたり景観を形成することを考慮し、耐久性・耐候性に優れ、経年変化により見苦しくならない素材を使用する。 <input type="checkbox"/> 反射又は点滅するもの等著しく目立つ素材の使用は控える。 <input type="checkbox"/> 元荒川・葛西用水に面する部分では、周辺の緑と調和するよう自然素材等を使用するよう努める。
---

## ●越谷レイクタウン特定地区

## ■景観形成基準

<input type="checkbox"/> 長期間にわたり景観を形成することを考慮し、耐久性・耐候性に優れ、経年変化により見苦しくならない素材を使用する。 <input type="checkbox"/> 反射又は点滅するもの等著しく目立つ素材の使用は控える。 <input type="checkbox"/> 調節池沿いの道路や調節池管理用通路沿いでは、周辺の緑と調和するよう自然素材等を使用するよう努める。
--

## ●旧日光街道沿道特定地区

## ■景観形成基準

<input type="checkbox"/> 長期間にわたり景観を形成することを考慮し、耐久性・耐候性に優れ、経年変化により見苦しくならない素材を使用する。 <input type="checkbox"/> 反射又は点滅するもの等著しく目立つ素材の使用は控える。 <input type="checkbox"/> 宿場町の歴史的な雰囲気を感じさせるよう低層部に自然素材等を使用するよう努める。
--

## ■景観形成の考え方

外壁などの大きな面積の汚れや破損は、景観を損なう要因となります。耐久性や耐候性を考慮するとともに、時間の経過とともにより豊かな表情をつくる(エイジング効果)素材を用いることも検討してください。また、反射性の高い素材などは、浮き出た印象を与えるため、周辺の景観に溶け込む配慮も必要となります。

一般地域の田園・集落景観ゾーンや、元荒川沿川特定地区や越谷レイクタウン特定地区、旧日光街道沿道特定地区では、緑の景観との調和を図るよう、なじむ素材の使用の検討が必要です。

# 1 建築物の建築等

## 形態意匠－色彩

### ●一般地域

#### ■景観形成基準

住宅地景観ゾーン	□ 外壁・屋根の基調となる色彩は、落ち着きがあり、緑や水辺に配慮するものとし、別表の色彩基準に適合する色彩とする。
工業・流通業務地景観ゾーン	□ 外壁・屋根の基調となる色彩は、親しみがああり、緑に配慮するものとし、別表の色彩基準に適合する色彩とする。
田園・集落景観ゾーン	□ 外壁・屋根の基調となる色彩は、農地や屋敷林等の緑や水辺に配慮するものとし、別表の色彩基準に適合する色彩とする。

#### 色彩基準(住宅地景観ゾーン、工業・流通業務地景観ゾーン、田園・集落景観ゾーン)

色相	部位	基調色		強調色
		明度	彩度	
暖色系 (R/YR/Y)	外壁	1 以上	4 以下	すべて
	屋根	1 以上	4 以下	
寒色系等 (GY/G/BG/B/PB/P/RP)	外壁	1 以上	2 以下	
	屋根	1 以上	2 以下	
無彩色 (N)	外壁	1 以上	—	
	屋根	1 以上	—	

※ 上記表において、自然素材（木材・石材・漆喰・和瓦等）の色彩を基調とした建築物等や地域に親しまれている建築物（文化財、歴史的な社寺）等、他法令で色彩が規定されている建築物等は適用除外とする。

※ 基調色は、壁または屋根の各見付け面積（透明なガラス面を除く）の8.5/10以上とする。

※ 強調色は、壁または屋根の各見付け面積（透明なガラス面を除く）の1.5/10未満とする。

#### ■景観形成の考え方

**建築物の外壁や屋根の基調となる色彩は、建築物全体の印象を決定づけるものとなります。このため、色彩そのものを強調した奇抜なものではなく、良好な景観を形成することを意識し、違和感を与えないものとするのが重要です。**

- 住宅地景観ゾーン…派手な色彩を避け、暖かく落ち着いたイメージの暖色系の色彩を基本としてください。
- 工業・流通業務地景観ゾーン…人を寄せ付けない冷たく感じられるものではなく、緑などとの調和に配慮した色彩を基本としてください。
- 田園・集落景観ゾーン…外壁は落ち着いた低彩度色を基本とし、屋根は灰色や茶色などの落ち着いた色のある色彩を基本としてください。



低層部の色彩を樹木の幹と同様とし、調和を図っている。（東京・世田谷区）



歩道橋からの筑波山への眺めに配慮し、住宅の屋根の色彩を整えている。（つくば市）

## ■景観形成基準

商業・業務地景観ゾーン □ 外壁・屋根の基調となる色彩は、一定の明るさと賑わいに配慮するものとし、別表の色彩基準に適合する色彩とする。

## 色彩基準(商業・業務地景観ゾーン)

色彩	部位	基調色		強調色
		明度	彩度	
暖色系 (R/YR/Y)	外壁	2以上	6以下	すべて
	屋根	1以上	6以下	
寒色系等 (GY/G/BG/B/PB/P/PP)	外壁	2以上	4以下	
	屋根	1以上	4以下	
無彩色(N)	外壁	2以上	—	
	屋根	1以上	—	

※ 上記表において、自然素材(木材・石材・漆喰・和瓦等)の色彩を基調とした建築物等や地域に親しまれている建築物(文化財、歴史的な社寺)等、他法令で色彩が規定されている建築物等は適用除外とする。

※ 基調色は、壁または屋根の各見付け面積(透明なガラス面を除く)の8.0/10以上とする。

※ 強調色は、壁または屋根の各見付け面積(透明なガラス面を除く)の2.0/10未満とする。

## ■景観形成の考え方

商業・業務地景観ゾーンでは、外壁などが必要以上に主張するのではなく、賑わいの中にも秩序のある景観をつくり出すよう、けばけばしい色彩や過度な対比の強い色彩を避けてください。また強調色は、低層部のアクセントとすると、賑わいのある表情をつくることができます。



彩度を抑えた基調色とし、緑との調和を図っている。(東京・世田谷区)



明るく彩度を抑えた色彩を基調とし、サインなどの色彩がアクセントを与え、秩序とにぎわいのある景観としている。(横浜市)



大きな壁面が単調な印象とならないよう色彩で工夫している。(横浜市)



彩度を抑えた基調色で揃えられた街並み(川崎市)

## ●元荒川沿川特定地区

### ■景観形成基準

- 外壁・屋根の基調となる色彩は、水辺や緑と調和する高明度・低彩度のものを基本とし、別表の色彩基準に適合する色彩とする。

#### 色彩基準(地区内の住宅地景観ゾーン、工業・流通業務地景観ゾーン、田園・集落景観ゾーン)

色相	部位	基調色		強調色
		明度	彩度	
暖色系 (R/YR/Y)	外壁	1 以上	4 以下	すべて
	屋根	1 以上	4 以下	
寒色系等 (GY/G/BG/B/PB/P/PP)	外壁	1 以上	2 以下	
	屋根	1 以上	2 以下	
無彩色 (N)	外壁	1 以上	—	
	屋根	1 以上	—	

※ 上記表において、自然素材（木材・石材・漆喰・和瓦等）の色彩を基調とした建築物等や地域に親しまれている建築物（文化財、歴史的な社寺）等、他法令で色彩が規定されている建築物等は適用除外とする。

※ 基調色は、壁または屋根の各見付け面積（透明なガラス面を除く）の8.5/10 以上とする。

※ 強調色は、壁または屋根の各見付け面積（透明なガラス面を除く）の1.5/10 未満とする。

#### 色彩基準(地区内の商業・業務地景観ゾーン)

色相	部位	基調色		強調色
		明度	彩度	
暖色系 (R/YR/Y)	外壁	2 以上	6 以下	すべて
	屋根	1 以上	6 以下	
寒色系等 (GY/G/BG/B/PB/P/PP)	外壁	2 以上	4 以下	
	屋根	1 以上	4 以下	
無彩色 (N)	外壁	2 以上	—	
	屋根	1 以上	—	

※ 上記表において、自然素材（木材・石材・漆喰・和瓦等）の色彩を基調とした建築物等や地域に親しまれている建築物（文化財、歴史的な社寺）等、他法令で色彩が規定されている建築物等は適用除外とする。

※ 基調色は、壁または屋根の各見付け面積（透明なガラス面を除く）の8.0/10 以上とする。

※ 強調色は、壁または屋根の各見付け面積（透明なガラス面を除く）の2.0/10 未満とする。

### ■景観形成の考え方

元荒川沿川特定地区では、開放的な景観や対岸からの眺めを阻害しないよう、水辺や緑と調和した色彩とし、違和感を与えない色彩とすることが大切です。

特に、周辺の屋敷林などの周辺では、緑が引き立つように、外壁や屋根の彩度を抑えることにより、緑豊かな景観を形成するよう努めてください。



元荒川沿いでは、対岸からの眺めに配慮し、水辺の景観を阻害しないよう彩度を抑え、つながりのある景観を形成することが求められる。（越谷市）

## ● 越谷レイクタウン特定地区

## ■ 景観形成基準

- 外壁・屋根の基調となる色彩は、水辺や緑と調和する高明度・低彩度のものを基本とし、別表の色彩基準に適合する色彩とする。
- 調節池沿いの道路や調節池管理用通路沿いの外壁の基調となる色彩は、水辺や緑と調和する高明度・低彩度のものを基本とする。

## 色彩基準(地区内の住宅地景観ゾーン、工業・流通業務地景観ゾーン)

色相	部位	基調色		強調色
		明度	彩度	
暖色系 (R/YR/Y)	外壁	1以上	4以下	すべて
	屋根	1以上	4以下	
寒色系等 (GY/G/BG/B/PB/P/PP)	外壁	1以上	2以下	
	屋根	1以上	2以下	
無彩色(N)	外壁	1以上	—	
	屋根	1以上	—	

- ※ 上記表において、自然素材(木材・石材・漆喰・和瓦等)の色彩を基調とした建築物等や地域に親しまれている建築物(文化財、歴史的な社寺)等、他法令で色彩が規定されている建築物等は適用除外とする。
- ※ 基調色は、壁または屋根の各見付け面積(透明なガラス面を除く)の8.5/10以上とする。
- ※ 強調色は、壁または屋根の各見付け面積(透明なガラス面を除く)の1.5/10未満とする。

## 色彩基準(地区内の商業・業務地景観ゾーン)

色相	部位	基調色		強調色
		明度	彩度	
暖色系 (R/YR/Y)	外壁	4以上	6以下	すべて
	屋根	2以上	6以下	
寒色系等 (GY/G/BG/B/PB/P/PP)	外壁	4以上	4以下	
	屋根	2以上	4以下	
無彩色(N)	外壁	4以上	—	
	屋根	2以上	—	

- ※ 上記表において、自然素材(木材・石材・漆喰・和瓦等)の色彩を基調とした建築物等や地域に親しまれている建築物(文化財、歴史的な社寺)等、他法令で色彩が規定されている建築物等は適用除外とする。
- ※ 基調色は、壁または屋根の各見付け面積(透明なガラス面を除く)の8.0/10以上とする。
- ※ 強調色は、壁または屋根の各見付け面積(透明なガラス面を除く)の2.0/10未満とする。

## ■ 景観形成の考え方

越谷レイクタウン特定地区では、既存施設が有しているあたたかみのある色彩を基本としてください。特に調節池の周辺では、広がりのある水辺の景観との調和に配慮し、高明度で低彩度の色彩としてください。



明るく、彩度を抑えた色彩による地区内の施設(越谷市)

## ●旧日光街道沿道特定地区

### ■景観形成基準

- 外壁・屋根の基調となる色彩は、沿道にある歴史的な景観資源との調和や宿場町の歴史的な雰囲気配慮した、落ち着いた色彩とし、別表の色彩基準に適合する色彩とする。

### 色彩基準(商業・業務地景観ゾーン)

色相	部位	基調色		強調色
		明度	彩度	
暖色系 (R/YR/Y)	外壁	1以上	4以下	すべて
	屋根	1以上	4以下	
寒色系等 (GY/G/BG/B/PB/P/PP)	外壁	1以上	2以下	
	屋根	1以上	2以下	
無彩色(N)	外壁	1以上	—	
	屋根	1以上	—	

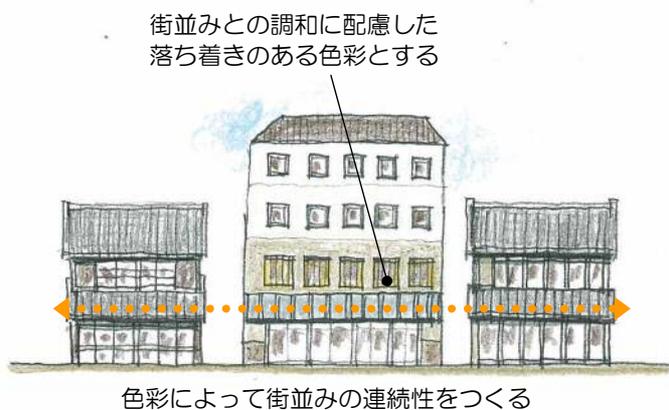
※ 上記表において、自然素材(木材・石材・漆喰・和瓦等)の色彩を基調とした建築物等や地域に親しまれている建築物(文化財、歴史的な社寺)等、他法令で色彩が規定されている建築物等は適用除外とする。

※ 基調色は、壁または屋根の各見付け面積(透明なガラス面を除く)の8.5/10以上とする。

※ 強調色は、壁または屋根の各見付け面積(透明なガラス面を除く)の1.5/10未満とする。

### ■景観形成の考え方

旧日光街道沿道特定地区では、宿場町の雰囲気を残す既存の建築物との調和に配慮し、特に彩度を抑えた落ち着いた色彩を基本としてください。



周辺の歴史的な資源との調和に配慮した落ち着いた色彩の外壁(越谷市)



周辺の歴史的な街並みとの調和に配慮した落ち着いた色彩の外壁(草加市)



外壁・屋根や自動販売機の色彩に配慮した歴史的な道すじに立地する郵便局(平塚市)

## 1 建築物の建築等

## 形態意匠－建築設備等

## ● 一般地域

## ■ 景観形成基準

住宅地景観ゾーン  
商業・業務地景観ゾーン  
工業・流通業務地景観ゾーン  
田園・集落景観ゾーン

- 建築物に付帯する設備類は、目立たせない配置の工夫や露出しないよう遮へい等に努める。
- 配管や室外機、地上に設置する設備類は、建築物本体との調和を図るとともに、目立たせないよう遮へい等に努める。
- 屋外階段は、建築物本体との調和を図る。

## ● 元荒川沿川特定地区

## ■ 景観形成基準

- 建築物に付帯する設備類は、元荒川・葛西用水から見えないよう配置の工夫や遮へい等に努める。
- 配管や室外機、地上に設置する設備類は、建築物本体との調和を図るとともに、目立たせないよう遮へい等に努める。
- 屋外階段は、建築物本体との調和を図る。

## ● 越谷レイクタウン特定地区

## ■ 景観形成基準

- 建築物に付帯する設備類は、調節池沿いの道路や調節池管理用通路側から見えないよう配置の工夫や遮へい等に努める。
- 配管や室外機、地上に設置する設備類は、建築物本体との調和を図るとともに、目立たせないよう遮へい等に努める。
- 屋外階段は、建築物本体との調和を図る。

## ● 旧日光街道沿道特定地区

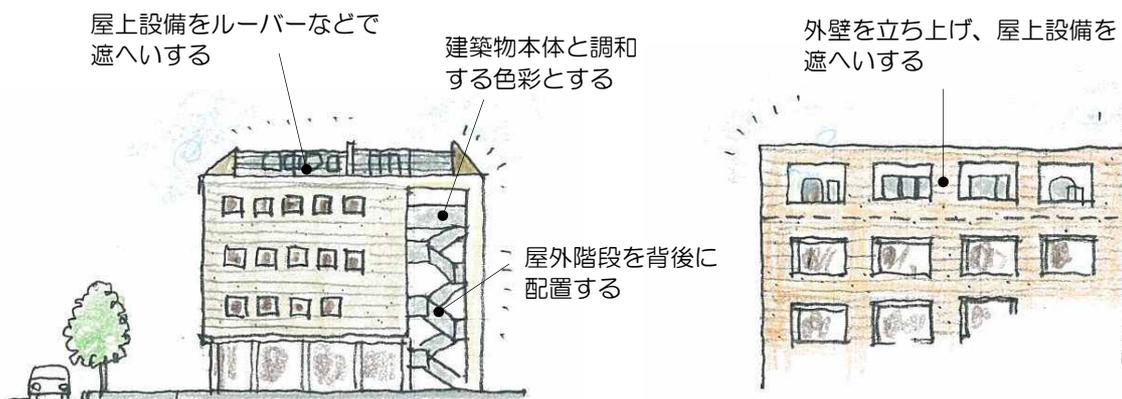
## ■ 景観形成基準

- 建築物に付帯する設備類は、目立たせない配置の工夫や露出しないよう遮へい等に努める。
- 配管や室外機、地上に設置する設備類は、建築物本体との調和を図るとともに、目立たせないよう遮へい等に努める。
- 屋外階段は、建築物本体との調和を図る。

## ■ 景観形成の考え方

建築物に付帯する屋外設備は、景観を阻害しやすい要素です。できる限り建築物本体と一体的に計画し、周辺からの見え方に配慮し、ルーバーなどによる遮へいや目立たせない工夫に努めてください。

元荒川沿川特定地区や越谷レイクタウン特定地区では、対岸などから見た水辺の景観を阻害しないよう配慮することが必要です。





屋上階段を遮へいしている。(越谷市)



屋上設備をルーバー等で遮へいしている。(成田市)



室外機を格子で遮へいしている。(京都市)



室外機を格子で隠している。(京都市)



地上設備を遮へいし、周囲を緑化している。(東京・板橋区)



建築物本体の外壁の素材をあわせている。(東京・世田谷区)

## 1 建築物の建築等

## 広告物

## ● 一般地域

## ■ 景観形成基準

住宅地景観ゾーン  
 商業・業務地景観ゾーン  
 工業・流通業務地景観ゾーン  
 田園・集落景観ゾーン

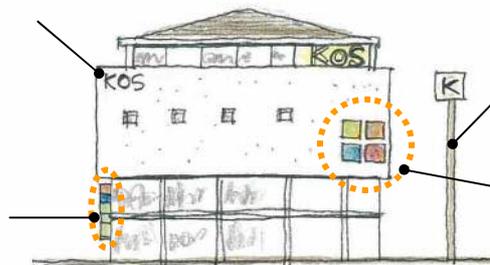
- 建築物に付帯する広告物は、集約化・集合化等により、規模、数量を必要最小限に抑えるよう努める。
- 広告物の色彩は、けばけばしいものは控える。
- 独立広告物のポール等の支持物の色彩は、落ち着いたものとするよう努める。

## ■ 景観形成の考え方

広告物は、必要な情報を提供し、まちににぎわいを与える要素ですが、自己主張の強いものは無秩序な景観となりやすく、また、よいイメージを与えません。位置、大きさ、数、形態意匠、色彩などについて、良好な景観をつくるよう、洗練されたデザインを検討し、魅力を高めていくことが必要です。

切り文字とするなど  
 外壁との調和を図る

集約化・集合化する



ポール等は落ち着いたものとする

集約化・集合化する



広告物をまとめてすっきりとさせている。  
 (越谷市)



広告物の設置位置を揃えて秩序をつくり出している。(川崎市)



落ち着いた色彩による広告物 (東京・渋谷区)



壁面緑化と広告物を組み合わせている。(東京・千代田区)

## ●元荒川沿川特定地区

### ■景観形成基準

- 建築物に付帯する広告物は、集約化・集合化等により、規模、数量を必要最小限に抑えるよう努める。
- 広告物の色彩は、けばけばしいものは控える。
- 屋上広告物は、対岸からの眺めに配慮し、周辺と調和した規模とするとともに、つながりのあるスカイラインの形成に努める。
- 元荒川・葛西用水に面する部分では、3階以上の壁面や窓面を利用した広告物等の掲出は控えるよう努める。
- 独立広告物は、設置位置を道路からできるだけ後退し、高さを抑えるとともに、ポール等の支持物の色彩は、落ち着いたものとするよう努める。

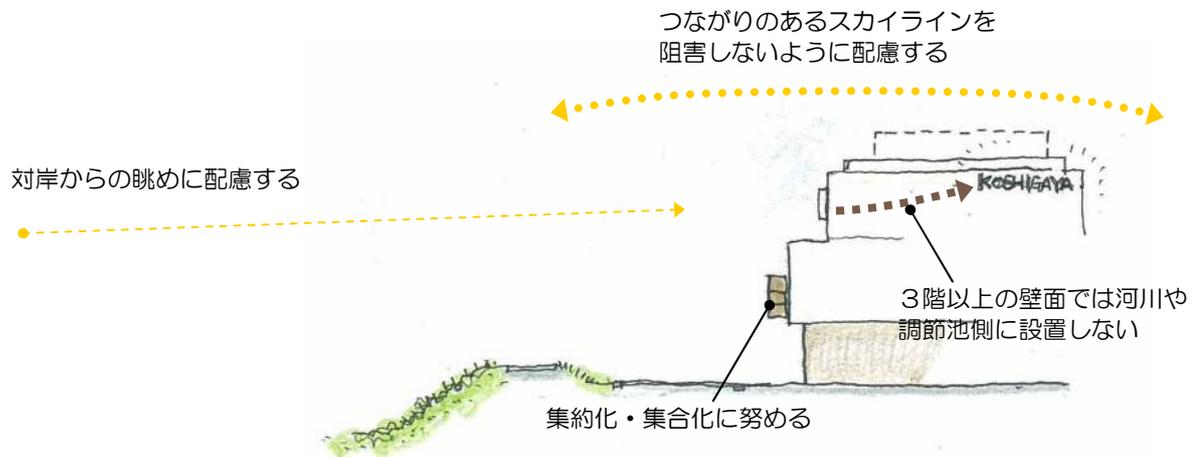
## ●越谷レイクタウン特定地区

### ■景観形成基準

- 建築物に付帯する広告物は、集約化・集合化等により、規模、数量を必要最小限に抑えるよう努める。
- 広告物の色彩は、けばけばしいものは控える。
- 屋上広告物は、対岸からの眺めに配慮し、周辺と調和した規模とするとともに、つながりのあるスカイラインの形成に努める。
- 調節池沿いの道路や調節池管理用通路側に面する部分では、3階以上の壁面や窓面を利用した広告物等の掲出は控えるよう努める。
- 独立広告物は、設置位置を道路からできるだけ後退し、高さを抑えるとともに、ポール等の支持物の色彩は、落ち着いたものとするよう努める。

### ■景観形成の考え方

元荒川沿川特定地区や越谷レイクタウン特定地区では、対岸などから見た水辺の景観形成に配慮し、大きく阻害しないよう、広告物はできる限り低層部に掲出することが必要です。



壁面のサインを切り文字とし、数量を最小限にしている。(越谷市)



広告物の設置位置を揃えている。(柏市)

## ●旧日光街道沿道特定地区

## ■景観形成基準

- 建築物に付帯する広告物は、集約化・集合化等により、規模、数量を必要最小限に抑えるよう努める。
- 広告物の色彩は、けばけばしいものは控える。
- 独立広告物は、設置位置を道路からできるだけ後退し、高さを抑えるとともに、ポール等の支持物の色彩は、落ち着いたものとするよう努める。

## ■景観形成の考え方

旧日光街道沿道特定地区では、宿場町の雰囲気をつくり出す広告物の形態意匠、色彩を検討してください。



落ち着いた色彩による広告物（草加市）



突き出し広告物の位置を建築物と一体的に計画している。（彦根市）



落ち着いた色彩による広告物（京都市）



歴史的な街並みとの調和に配慮した駐車場のサイン（名古屋市）



歴史的な街並みとの調和に配慮した広告物（成田市）



歴史的な街並みとの調和に配慮した駐車場のサイン（成田市）

# 1 建築物の建築等

## 付帯施設、緑化等

### ●一般地域

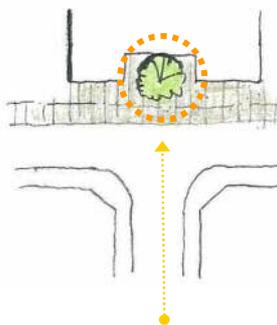
#### ■景観形成基準

<p>住宅地景観ゾーン 田園・集落景観ゾーン</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>□ 道路境界部や角地等では、景観の向上に資する緑化やオープンスペースの修景を工夫するとともに、良好な維持管理に努める。</li> <li>□ 柵・塀等を設置する場合は、必要以上に閉鎖的にならない位置とするとともに、形態意匠、色彩、素材について周辺との調和を図るよう努める。</li> <li>□ 駐車場・駐輪場、ゴミ置き場等の付帯施設は、目立たせない位置や露出させない遮へい措置、緑化、舗装等を工夫する。</li> <li>□ 擁壁・法面は、長大にならないよう努めるとともに、設置位置の道路からの後退、圧迫感を与えない形状、表面処理、緑化等を工夫する。</li> <li>□ 夜間照明は、過剰な光量や過度に点滅する光源は控える。</li> </ul>
<p>商業・業務地 景観ゾーン</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>□ 道路境界部や角地等では、景観の向上に資する緑化やオープンスペースの修景を工夫するとともに、良好な維持管理に努める。</li> <li>□ 柵・塀等を設置する場合は、必要以上に閉鎖的にならない位置とするとともに、形態意匠、色彩、素材について周辺との調和を図るよう努める。</li> <li>□ 駐車場・駐輪場、ゴミ置き場等の付帯施設は、目立たせない位置や露出させない遮へい措置、緑化、舗装等を工夫する。</li> <li>□ 擁壁・法面は、長大にならないよう努めるとともに、設置位置の道路からの後退、圧迫感を与えない形状、表面処理、緑化等を工夫する。</li> <li>□ 夜間照明は、過剰な光量や過度に点滅する光源は控えるとともに、快適な夜間景観の形成に努める。</li> <li>□ 建築物と一体となった壁面緑化やプランター等、季節に彩りを与える多様な緑化を工夫する。</li> </ul>
<p>工業・流通業務地 景観ゾーン</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>□ 道路境界部や角地等では、景観の向上に資する緑化やオープンスペースの修景を工夫するとともに、良好な維持管理に努める。</li> <li>□ 柵・塀等を設置する場合は、必要以上に閉鎖的にならない位置とするとともに、形態意匠、色彩、素材について周辺との調和を図るよう努める。</li> <li>□ 駐車場・駐輪場、ゴミ置き場等の付帯施設は、目立たせない位置や露出させない遮へい措置、緑化、舗装等を工夫する。</li> <li>□ 擁壁・法面は、長大にならないよう努めるとともに、設置位置の道路からの後退、圧迫感を与えない形状、表面処理、緑化等を工夫する。</li> <li>□ 夜間照明は、過剰な光量や過度に点滅する光源は控える。</li> <li>□ 建築物と一体となった壁面緑化やプランター等、季節に彩りを与える多様な緑化を工夫する。</li> </ul>

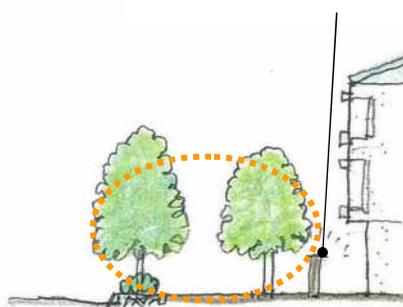
#### ■景観形成の考え方

**建築物の敷地に設けられる駐車場・駐輪場やゴミ置き場、柵・塀、擁壁などは、緑化などとともに、良好な景観をつくるよう積極的に修景に努めてください。**

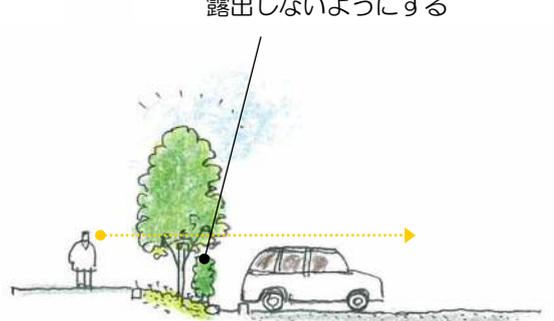
見通しに配慮した印象的な緑をつくる

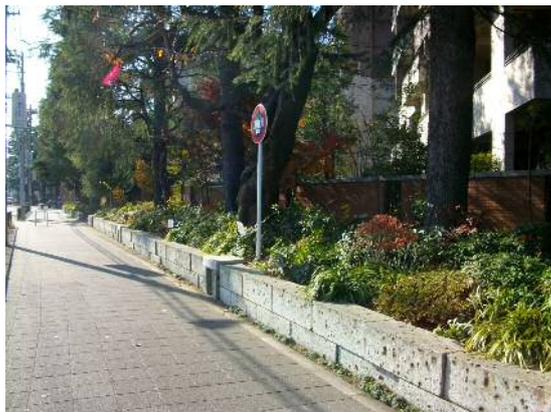


塀・柵の位置を後退させ、歩道と一体となったゆとりある空間を確保する



駐車場の周囲を緑化し、露出しないようにする





塀の位置を後退させ、通りを緑豊かな空間としている。(東京・世田谷区)



擁壁の形状を分割し、緑と組み合わせてうるおいをつくっている。(東京・世田谷区)



商業施設のエントランス空間をシンボルツリーで際立てている。(東京・世田谷区)



事業所の周囲を高木により緑化している。(新座市)



立体駐車場を遮へいしている。(越谷市)



駐輪場を緑で遮へいしている。(東京・板橋区)

## ●元荒川沿川特定地区

### ■景観形成基準

- 元荒川・葛西用水沿いの道路境界部や角地等では、積極的に水辺の景観にふさわしい緑化やオープンスペースの修景を工夫するとともに、良好な維持管理に努める。
- 柵・塀等を設置する場合は、必要以上に閉鎖的にならない位置とするとともに、形態意匠、色彩、素材について周辺との調和を図るよう努める。
- 駐車場・駐輪場、ゴミ置き場等の付帯施設は、目立たせない位置や露出させない遮へい措置、緑化、舗装等を工夫する。
- 擁壁・法面は、長大にならないよう努めるとともに、設置位置の道路からの後退、圧迫感を与えない形状、表面処理、緑化等を工夫する。
- 夜間照明は、過剰な光量や過度に点滅する光源は控えるとともに、水辺を活かした快適な夜間景観の形成に努める。

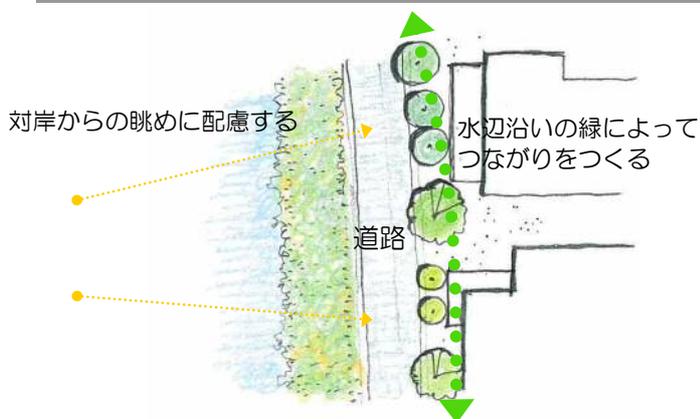
## ●越谷レイクタウン特定地区

### ■景観形成基準

- 調節池沿いの道路境界部や角地等では、積極的に水辺の景観にふさわしい緑化やオープンスペースの修景を工夫するとともに、良好な維持管理に努める。
- 柵・塀等を設置する場合は、敷地境界から後退した位置に設置するなど閉鎖的にならないよう努めるとともに、形態意匠、色彩、素材について周辺との調和を図るよう努める。
- 駐車場・駐輪場、ゴミ置き場等の付帯施設は、目立たせない位置や露出させない遮へい措置、緑化、舗装等を工夫する。
- 夜間照明は、過剰な光量や過度に点滅する光源は控えるとともに、水辺を活かした快適な夜間景観の形成に努める。

### ■景観形成の考え方

元荒川沿川特定地区、越谷レイクタウン特定地区では、緑が連続した水辺の景観を形成するよう、元荒川や大相模調節池沿いなどの敷地内の道路境界部に、周辺に見られる樹種などを参考とした緑化や、街並みに彩りを与える空間の創出に努めてください。



元荒川沿いの重要な緑（越谷市）



商業施設の前面の緑化（越谷市）



調節池沿いの緑化（越谷市）

## ●旧日光街道沿道特定地区

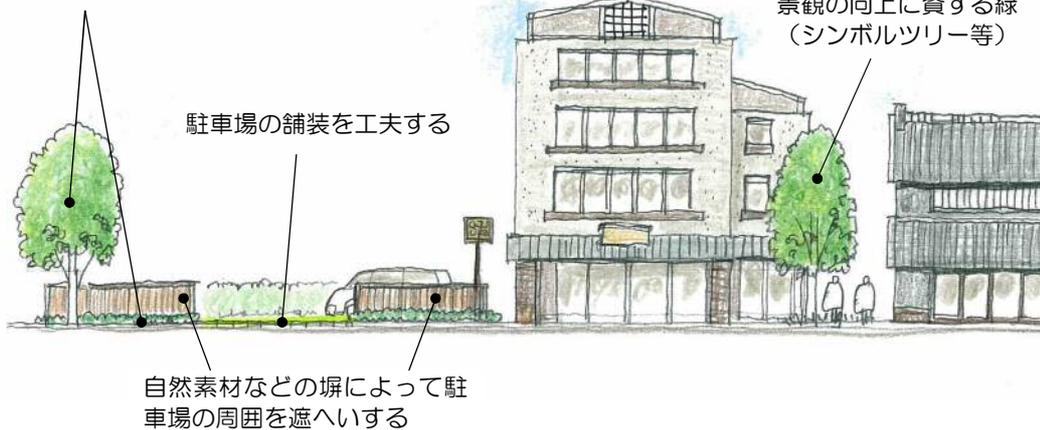
### ■景観形成基準

- 道路境界部や角地等では、積極的に地区にふさわしい緑化やオープンスペースの修景を工夫するとともに、良好な維持管理に努める。
- 柵・塀等を設置する場合は、必要以上に閉鎖的にならない位置とするとともに、形態意匠、色彩、素材について周辺との調和を図るよう努める。
- 駐車場・駐輪場、ゴミ置き場等の付帯施設は、目立たせない位置や露出させない遮へい措置、緑化、舗装等を工夫する。
- 擁壁・法面は、長大にならないよう努めるとともに、設置位置の道路からの後退、圧迫感を与えない形状、表面処理、緑化等を工夫する。
- 夜間照明は、過剰な光量や過度に点滅する光源は控えるとともに、安全で快適に歩くことができる夜間景観の形成に努める。

### ■景観形成の考え方

旧日光街道沿道特定地区では、宿場町の雰囲気と調和した形態意匠や色彩、緑などによって積極的にうるおいのある空間の創出に努めてください。

地区にふさわしい緑化を図る



木製の格子状の柵によって、落ち着きがありやわらかい雰囲気をつくり出している。(川越市)



入口を花で演出している。(京都市)

## 2 工作物の建設等

### ●一般地域

#### ■景観形成基準

住宅地景観ゾーン  
商業・業務地景観ゾーン  
工業・流通業務地景観ゾーン  
田園・集落景観ゾーン

- 計画地や周辺に屋敷林等の既存の樹木・樹林がある場合は、景観の保全・活用に配慮した配置・規模とする。
- 道路や隣接地との関係を考慮し、違和感や圧迫感を与えないすっきりとした形態意匠とする。
- 反射するもの等著しく目立つ素材の使用は控える。
- 外観の基調となる色彩は、落ち着いたものとし、別表の各ゾーンの色彩基準に適合する色彩とする。
- 柵・塀等を設置する場合は、必要以上に閉鎖的にならない位置とするとともに、形態意匠、色彩、素材について周辺との調和を図るよう努める。
- 工作物の外周や道路境界部では、景観の向上に資する緑化を工夫するとともに、良好な維持管理に努める。

(色彩基準は、P27・28を参照)

### ●元荒川沿川特定地区

#### ■景観形成基準

- 計画地や周辺に屋敷林等の既存の樹木・樹林がある場合は、景観の保全・活用に配慮した配置・規模とする。
- 久伊豆神社や宮内庁埼玉鴨場周辺では、樹林との調和に配慮した配置・規模とする。
- 対岸からの眺めに配慮し、周辺と調和した配置・規模とするとともに、つながりのあるスカイラインの形成に努める。
- 元荒川・葛西用水沿いや元荒川・葛西用水沿いの道路境界部では、ゆとりある空間の確保や緑化を図る空間の確保に努める。
- 道路や隣接地との関係を考慮し、違和感や圧迫感を与えないすっきりとした形態意匠とする。
- 反射するもの等著しく目立つ素材の使用は控える。
- 外観の基調となる色彩は、水辺や緑と調和する高明度・低彩度のものを基本とし、別表の色彩基準に適合する色彩とする。
- 柵・塀等を設置する場合は、必要以上に閉鎖的にならない位置とするとともに、形態意匠、色彩、素材について周辺との調和を図るよう努める。
- 工作物の外周や道路境界部では、積極的に水辺の景観にふさわしい緑化を工夫するとともに、良好な維持管理に努める。

(色彩基準は、P29を参照)

### ●越谷レイクタウン特定地区

#### ■景観形成基準

- 対岸からの眺めに配慮し、周辺と調和した配置・規模とするとともに、つながりのあるスカイラインの形成に努める。
- 調節池沿いの道路境界部や調節池管理用通路沿いでは、ゆとりある空間の確保や緑化を図る空間の確保に努める。
- 道路や隣接地との関係を考慮し、違和感や圧迫感を与えないすっきりとした形態意匠とする。
- 反射するもの等著しく目立つ素材の使用は控える。
- 外観の基調となる色彩は、水辺や緑と調和する高明度・低彩度のものを基本とし、別表の色彩基準に適合する色彩とする。
- 柵・塀等を設置する場合は、敷地境界から後退した位置に設置するなど閉鎖的にならないよう努めるとともに、形態意匠、色彩、素材について周辺との調和を図るよう努める。
- 工作物の外周や道路境界部では、積極的に水辺の景観にふさわしい緑化を工夫するとともに、良好な維持管理に努める。

(色彩基準は、P30を参照)

## ●旧日光街道沿道特定地区

### ■景観形成基準

- 計画地や周辺に屋敷林等の既存の樹木・樹林がある場合は、景観の保全・活用に配慮した配置・規模とする。特に、浅間神社のケヤキとの調和に配慮する。
- 街並みの連続性や道路との一体性に配慮した配置・規模とする。
- 旧日光街道沿いでは、ゆとりある空間の確保や緑化を図る空間の確保に努める。
- 道路や隣接地との関係を考慮し、違和感や圧迫感を与えないすっきりとした形態意匠とする。
- 反射するもの等著しく目立つ素材の使用は控える。
- 外観の基調となる色彩は、沿道にある歴史的な景観資源との調和や宿場町の歴史的な雰囲気さに配慮した、落ち着いた色彩とし、別表の色彩基準に適合する色彩とする。
- 柵・塀を設置する場合は、必要以上に閉鎖的にならない位置とするとともに、形態意匠、色彩、素材について周辺との調和を図るよう努める。
- 工作物の外周や道路境界部では、積極的に地区にふさわしい緑化を工夫するとともに、良好な維持管理に努める。

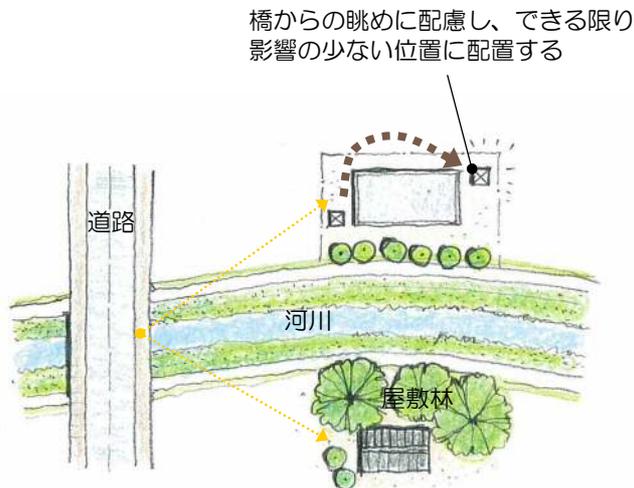
(色彩基準は、P31 を参照)

### ■景観形成の考え方

工作物は、機能的な側面が重視されやすい要素ですが、周辺からの見え方を考慮した配置や規模の検討とともに、違和感や圧迫感を与えない形態意匠とすることが大切です。

元荒川沿川特定地区や越谷レイクタウン特定地区では、対岸などから見た水辺の景観形成に配慮することが必要です。また、旧日光街道沿道特定地区では、宿場町の雰囲気に配慮した形態意匠を工夫してください。

工作物については、建築物の建築等の景観形成基準(P17～40)を参照してください。



鉄塔の色彩を周辺の緑と調和するよう配慮している。(佐倉市)

### 3 開発行為

#### ●一般地域

##### ■景観形成基準

住宅地景観ゾーン  
商業・業務地景観ゾーン  
工業・流通業務地景観ゾーン  
田園・集落景観ゾーン

- 計画地に屋敷林等の既存の樹木・樹林がある場合は、保全・活用に努める。
- 擁壁・法面は、長大にならないよう努めるとともに、設置位置の道路からの後退、圧迫感を与えない形状、表面処理、緑化等を工夫する。
- 緑豊かで良好な景観の形成を目指し、計画地のゆとりのある宅地規模の確保、建築物の配置等に努める。
- 道路境界部や角地等では、景観の向上に資する緑化を工夫するとともに、良好な維持管理に努める。
- 駐車場は、外周の緑化や景観に配慮した柵・塀等による遮へいに努める。

#### ●元荒川沿川特定地区

##### ■景観形成基準

- 計画地に屋敷林等の既存の樹木・樹林がある場合は、保全・活用に努める。
- 擁壁・法面は、長大にならないよう努めるとともに、設置位置の道路からの後退、圧迫感を与えない形状、表面処理、緑化等を工夫する。
- 緑豊かで良好な景観の形成を目指し、計画地のゆとりのある宅地規模の確保、建築物の配置等に努める。
- 元荒川・葛西用水沿いや道路境界部、角地等では、積極的に水辺の景観にふさわしい緑化を工夫するとともに、良好な維持管理に努める。
- 駐車場は、外周の緑化や景観に配慮した柵・塀等による遮へいに努める。

#### ●越谷レイクタウン特定地区

##### ■景観形成基準

- 擁壁・法面は、長大にならないよう努めるとともに、設置位置の道路からの後退、圧迫感を与えない形状、表面処理、緑化等を工夫する。
- 緑豊かで良好な景観の形成を目指し、計画地のゆとりのある宅地規模の確保、建築物の配置等に努める。
- 調節池沿いや道路境界部、角地等では、積極的に水辺の景観にふさわしい緑化を工夫するとともに、良好な維持管理に努める。
- 駐車場は、外周の緑化や景観に配慮した柵・塀等による遮へいに努める。

#### ●旧日光街道沿道特定地区

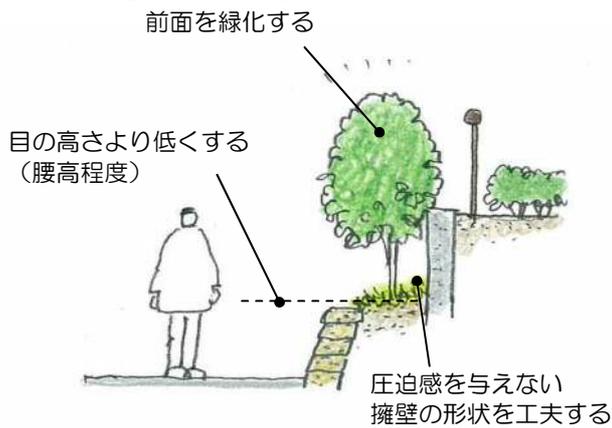
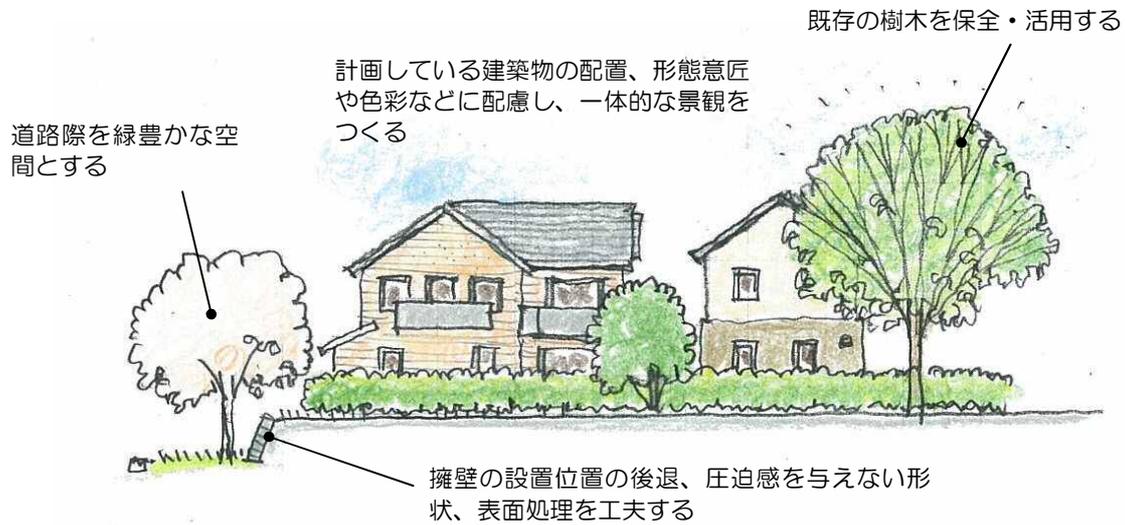
##### ■景観形成基準

- 計画地に屋敷林等の既存の樹木・樹林がある場合は、保全・活用に努める。
- 擁壁・法面は、長大にならないよう努めるとともに、設置位置の道路からの後退、圧迫感を与えない形状、表面処理、緑化等を工夫する。
- 緑豊かで良好な景観の形成を目指し、計画地のゆとりのある宅地規模の確保、建築物の配置等に努める。
- 道路境界部や角地等では、積極的に地区にふさわしい緑化を工夫するとともに、良好な維持管理に努める。
- 駐車場は、外周の緑化や景観に配慮した柵・塀等による遮へいに努める。

■景観形成の考え方

開発行為は、計画地の規模が大きく、建築物等の建設などにより、周辺の景観に大きな影響を与えることが考えられます。このため、周辺を十分に調査し、大規模な地形の改変を避け、樹林や樹木などの緑を活かすなど、なじむように計画することが求められます。

また、将来の良好な街並み景観の形成を目指し、建築物を含めて、駐車場、擁壁などの要素も総合的に計画し、緑豊かな景観づくりを積極的に進めていくことが重要です。



建築物の屋根などの形態意匠や色彩などを一体的に計画し、良好な街並み景観を形成している。(越谷市)



建築物の形態意匠や外構のデザインなどを統一するとともに、既存の樹木を保全・活用して良好な街並み景観を形成している。(越谷市)



既存の樹木を道路際に残すように計画している。(東京・練馬区)

## 4 土地の形質の変更

### ●一般地域

#### ■景観形成基準

住宅地景観ゾーン  
商業・業務地景観ゾーン  
工業・流通業務地景観ゾーン  
田園・集落景観ゾーン

- 計画地内に屋敷林等の既存の樹木・樹林がある場合は、保全・活用に努める。
- 道路等からの見え方に配慮した配置とする。
- 計画地の外周の緑化、舗装の工夫や景観に配慮した柵・塀等による遮へいに努める。
- 夜間照明は、過剰な光量や過度に点滅する光源は控える。

### ●元荒川沿川特定地区

#### ■景観形成基準

- 計画地内に屋敷林等の既存の樹木・樹林がある場合は、保全・活用に努める。
- 道路等からの見え方に配慮した配置とする。
- 計画地の外周の緑化、舗装の工夫や景観に配慮した柵・塀等による遮へいに努める。
- 夜間照明は、過剰な光量や過度に点滅する光源は控える。

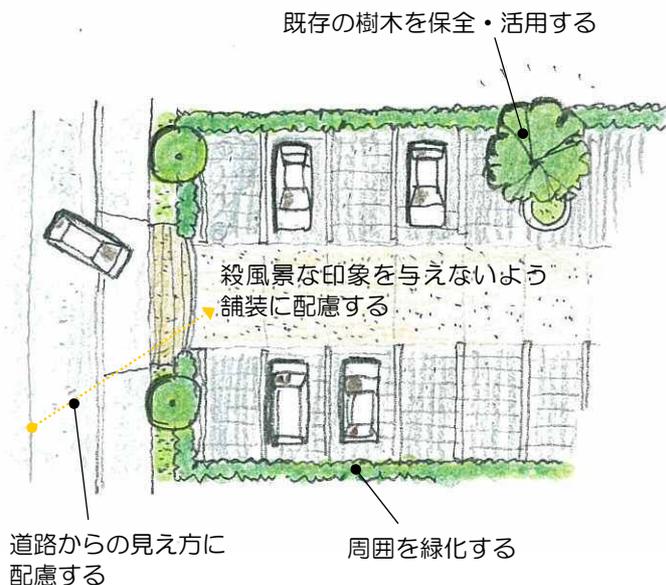
### ●越谷レイクタウン特定地区

#### ■景観形成基準

- 道路等からの見え方に配慮した配置とする。
- 計画地の外周の緑化、舗装の工夫や景観に配慮した柵・塀等による遮へいに努める。
- 夜間照明は、過剰な光量や過度に点滅する光源は控える。

#### ■景観形成の考え方

駐車場などは、機能的な面が重視され、殺風景な印象を与えやすい施設です。外周部の緑化などによってうるおいを与える工夫や、露出した印象を与えないよう、柵や塀を工夫してください。また、照明灯を設置する場合は、過剰な光が出ないように配慮してください。



多様な緑を場内に配置するとともに舗装にも配慮し、殺風景にならないようにしている。(東京・渋谷区)

## 5 屋外における土石、廃棄物、再生資源その他の物件の堆積

### ●一般地域

#### ■景観形成基準

- |               |                                    |
|---------------|------------------------------------|
| 住宅地景観ゾーン      | □ 堆積の規模は、必要最小限とし、出入口の幅員を絞る。        |
| 商業・業務地景観ゾーン   | □ 堆積の方法は、できる限り低く抑え、かつ整然と行う。        |
| 工業・流通業務地景観ゾーン | □ 計画地の外周の緑化や周辺に配慮した柵・塀等による遮へいに努める。 |
| 田園・集落景観ゾーン    | □ 柵・塀等は、形態意匠、色彩、素材について周辺との調和を図る。   |

### ●元荒川沿川特定地区

#### ■景観形成基準

- 堆積の規模は、必要最小限とし、出入口の幅員を絞る。
- 元荒川・葛西用水に面して、できる限り出入口を設けない。やむを得ず設ける場合は、門扉等を設置するよう努める。
- 堆積の方法は、できる限り低く抑え、かつ整然と行う。
- 計画地の外周の緑化や周辺に配慮した柵・塀等による遮へいに努める。
- 柵・塀等は、形態意匠、色彩、素材について周辺との調和を図る。

### ●越谷レイクタウン特定地区

#### ■景観形成基準

- 堆積の規模は、必要最小限とし、出入口の幅員を絞る。
- 調節池に面して、できる限り出入口を設けない。やむを得ず設ける場合は、門扉等を設置するよう努める。
- 堆積の方法は、できる限り低く抑え、かつ整然と行う。
- 計画地の外周の緑化や周辺に配慮した柵・塀等による遮へいに努める。
- 柵・塀等は、形態意匠、色彩、素材について周辺との調和を図る。

### ●旧日光街道沿道特定地区

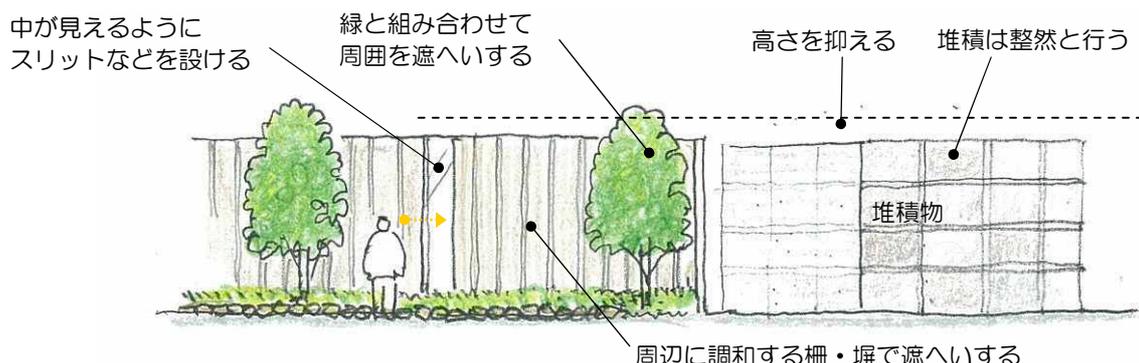
#### ■景観形成基準

- 堆積の規模は、必要最小限とし、出入口の幅員を絞る。
- 堆積の方法は、できる限り低く抑え、かつ整然と行う。
- 計画地の外周の緑化や周辺に配慮した柵・塀等による遮へいに努める。
- 柵・塀等は、形態意匠、色彩、素材について周辺との調和を図る。

#### ■景観形成の考え方

資材置き場などは、景観の阻害要素となりやすいことから、大規模なものとならないように配慮してください。堆積する物は、できる限り低く抑え、また雑然とした印象を与えない積み上げ方を工夫してください。周囲には緑化や柵で遮へいするとともに、防犯上の観点から、中が見えるようにすることも考えられます。

元荒川沿川特定地区や越谷レイクタウン特定地区では、対岸などから見た水辺の景観形成に配慮し、出入口などが見えないように工夫することが必要です。



# ■色彩基準に係る参考資料

## 1 色彩について

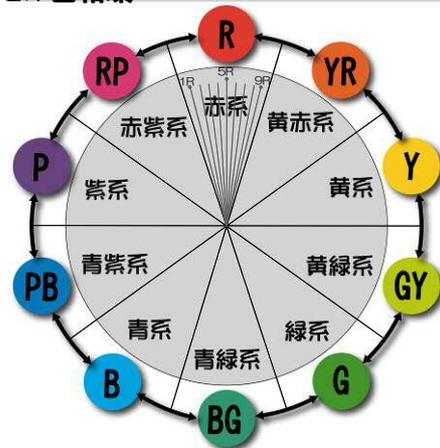
ここでは、日本工業規格（JIS）の標準色として利用されている「マンセル表色系」を用いて色彩を表現します。

マンセル表色系とは、1つの色を「色相（hue）」、「明度（value）」、「彩度（chroma）」の3属性で表すもので、これにより色彩を定量的に表現することができます。

### ①【色相(色合い)】

色相は「色合い」のことで、赤（R）、黄（Y）、緑（G）、青（B）、紫（P）の主要色相と、その中間色相である黄赤（YR）、黄緑（GY）、青緑（BG）、青紫（PB）、赤紫（RP）の合計10色相（右図参照）を更に10分割して尺度化したものです。

■マンセル色相環

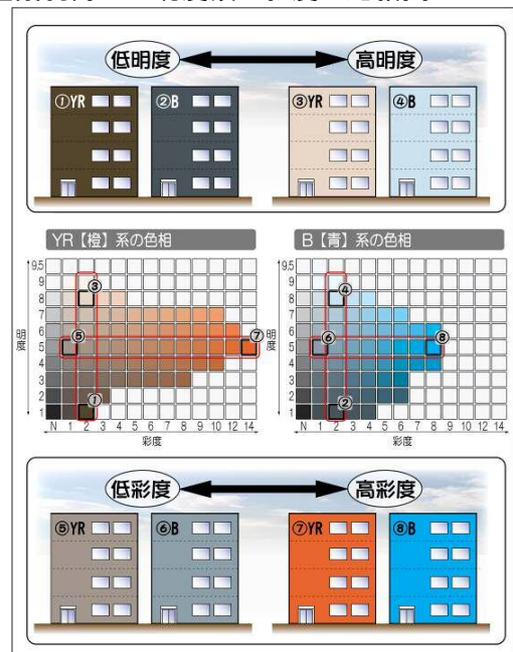


### ②【明度(明るさ)】

明度は色の「明るさの度合い」のことで、0～10の数値で表します。明るくなるにつれて数値が大きくなります。

右図一番上の囲い込みの図は、同じ色相のものを明度の濃淡で比較したものです。

■建築物外壁の明度及び彩度の比較図



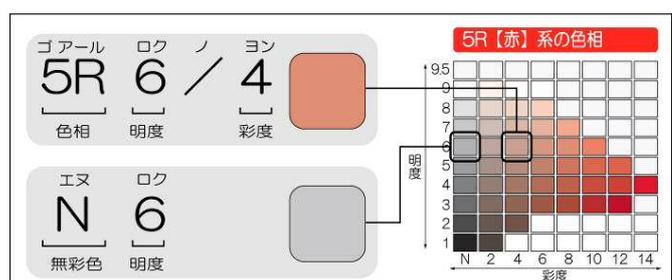
### ③【彩度(鮮やかさ)】

彩度は色の「鮮やかさの度合い」のことで、0～14程度の数値で表します。鮮やかになるにつれて数値が大きくなり、彩度が0で無彩色となります。

右図一番下の囲い込みの図は、同じ色相のものを彩度の濃淡で比較したものです。

## 2 マンセル記号の読み方について

マンセル記号では、例えば5R（赤）系の色相であれば以下のような読み方をします。



### 3 色彩基準

■一般地域 色彩基準		住宅地景観ゾーン 工業・流通業務地景観ゾーン 田園・集落景観ゾーン			商業・業務地景観ゾーン		
色相	部位	基調色		強調色	基調色		強調色
		明度	彩度		明度	彩度	
暖色系 (R/YR/Y)	外壁	1 以上	4 以下	すべて	2 以上	6 以下	すべて
	屋根	1 以上	4 以下		1 以上	6 以下	
寒色系等 (GY/G/BG/B/PB/P/RP)	外壁	1 以上	2 以下		2 以上	4 以下	
	屋根	1 以上	2 以下		1 以上	4 以下	
無彩色 (N)	外壁	1 以上	—		2 以上	—	
	屋根	1 以上	—		1 以上	—	

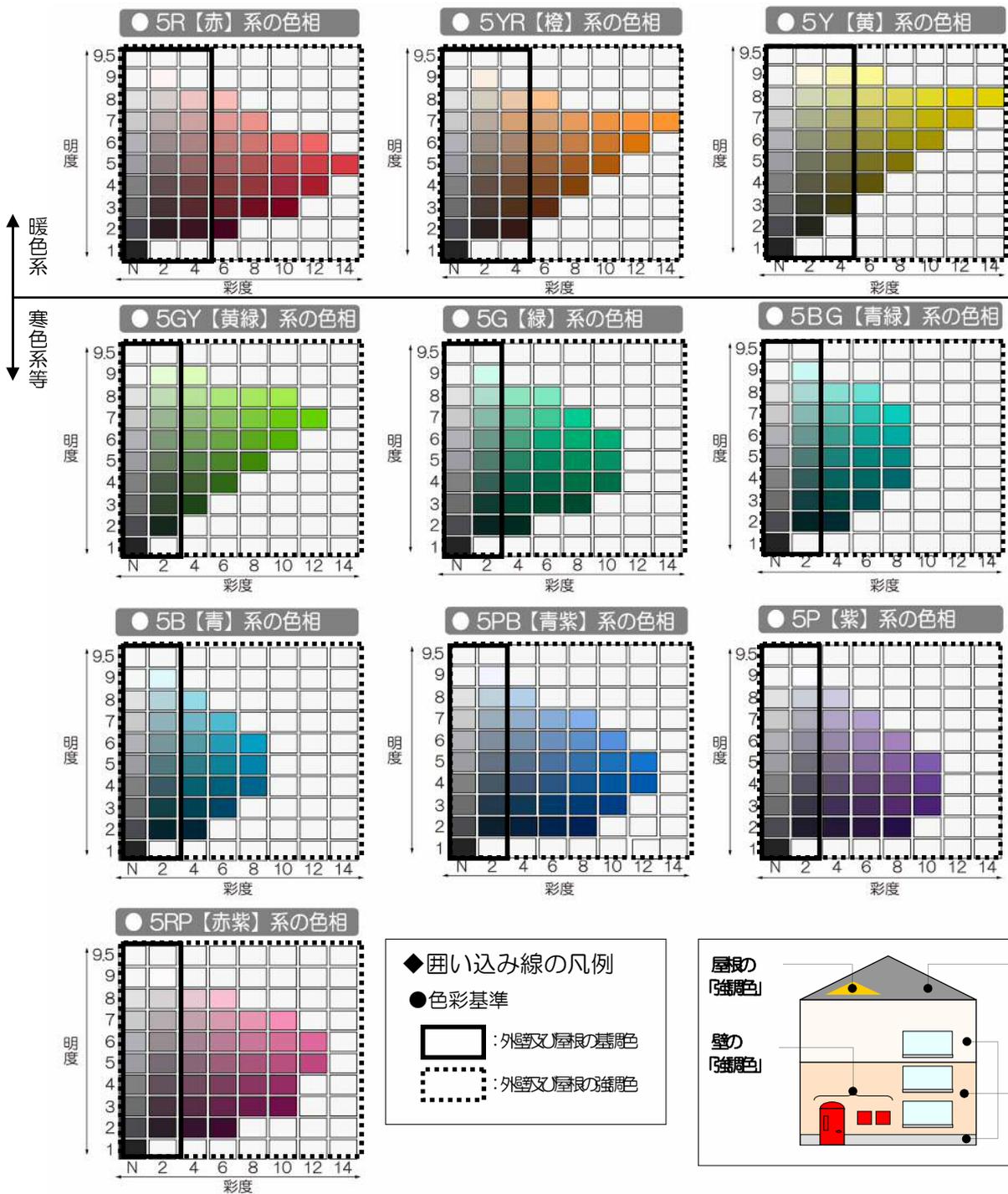
■元荒川沿川特定地区 色彩基準		住宅地景観ゾーン 田園・集落景観ゾーン			商業・業務地景観ゾーン		
色相	部位	基調色		強調色	基調色		強調色
		明度	彩度		明度	彩度	
暖色系 (R/YR/Y)	外壁	1 以上	4 以下	すべて	2 以上	6 以下	すべて
	屋根	1 以上	4 以下		1 以上	6 以下	
寒色系等 (GY/G/BG/B/PB/P/RP)	外壁	1 以上	2 以下		2 以上	4 以下	
	屋根	1 以上	2 以下		1 以上	4 以下	
無彩色 (N)	外壁	1 以上	—		2 以上	—	
	屋根	1 以上	—		1 以上	—	

■越谷レイクタウン特定地区 色彩基準		住宅地景観ゾーン 工業・流通業務地景観ゾーン			商業・業務地景観ゾーン		
色相	部位	基調色		強調色	基調色		強調色
		明度	彩度		明度	彩度	
暖色系 (R/YR/Y)	外壁	1 以上	4 以下	すべて	4 以上	6 以下	すべて
	屋根	1 以上	4 以下		2 以上	6 以下	
寒色系等 (GY/G/BG/B/PB/P/RP)	外壁	1 以上	2 以下		4 以上	4 以下	
	屋根	1 以上	2 以下		2 以上	4 以下	
無彩色 (N)	外壁	1 以上	—		4 以上	—	
	屋根	1 以上	—		2 以上	—	

■旧日光街道沿道特定地区 色彩基準		商業・業務地景観ゾーン		
色相	部位	基調色		強調色
		明度	彩度	
暖色系 (R/YR/Y)	外壁	1 以上	4 以下	すべて
	屋根	1 以上	4 以下	
寒色系等 (GY/G/BG/B/PB/P/RP)	外壁	1 以上	2 以下	
	屋根	1 以上	2 以下	
無彩色 (N)	外壁	1 以上	—	
	屋根	1 以上	—	

■カラーチャート

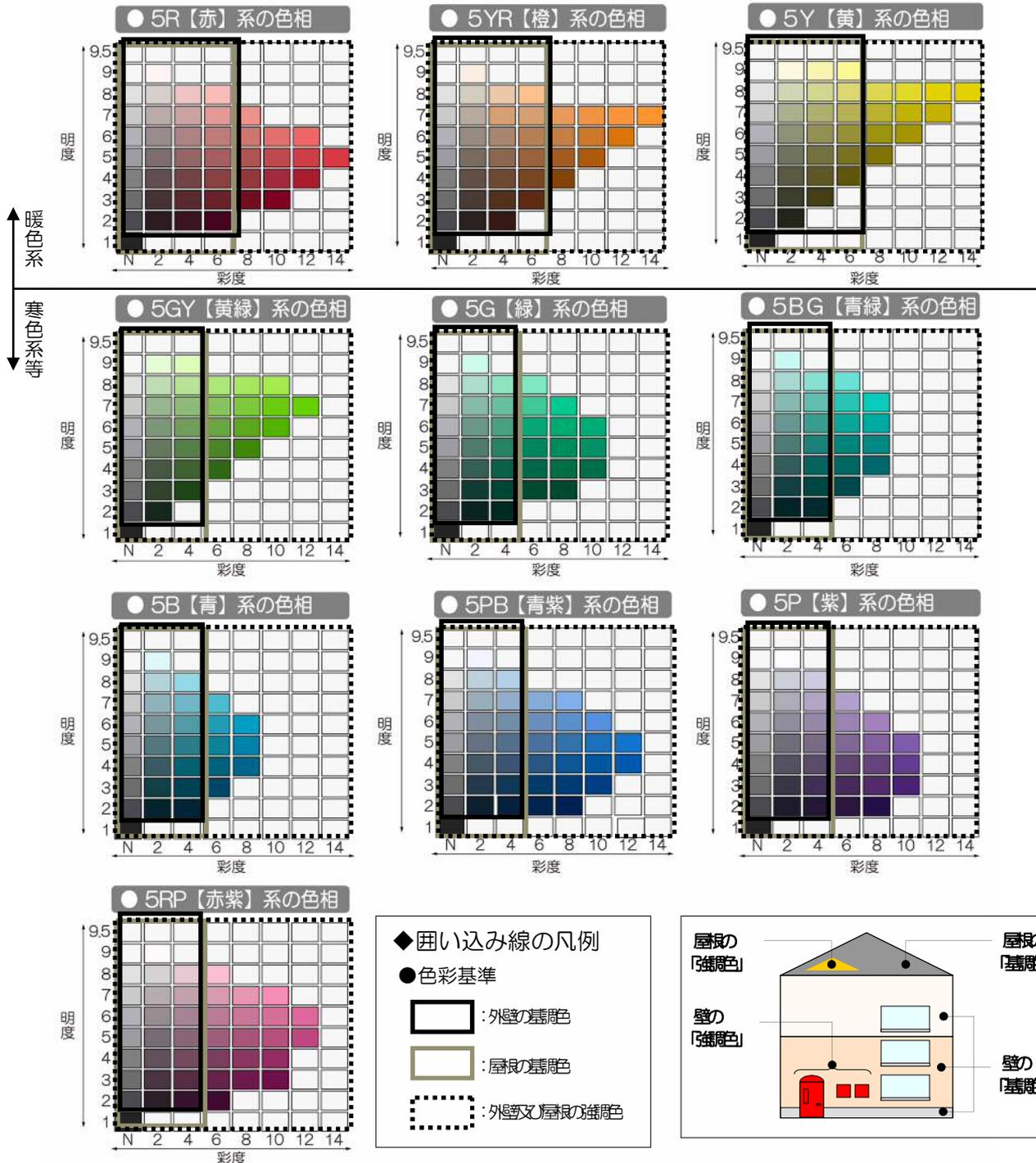
- 一般地域(住宅地景観ゾーン、工業・流通業務地景観ゾーン、田園・集落景観ゾーン)
- 元荒川沿川特定地区(住宅地景観ゾーン、田園・集落景観ゾーン)
- 越谷レイクタウン特定地区(住宅地景観ゾーン、工業流通業務地景観ゾーン)



※自然素材色を基調とした建築物等や地域に親しまれている建築物等は適用除外とする。  
 ※基調色は、壁または屋根の各見付け面積（透明なガラス面を除く）の8.5/10以上とする。  
 ※強調色は、壁または屋根の各見付け面積（透明なガラス面を除く）の1.5/10未満とする。

■カラーチャート

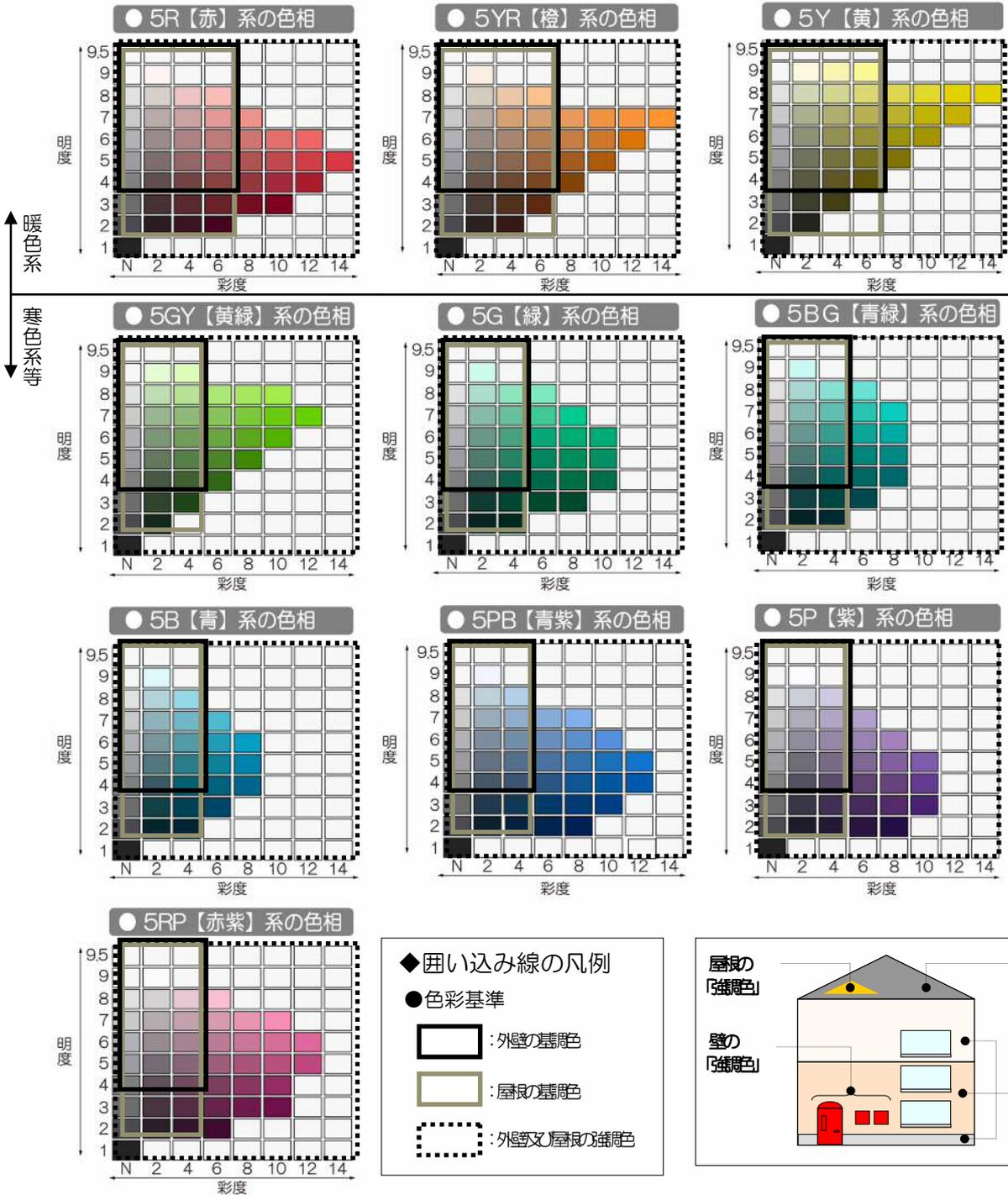
- 一般地域(商業・業務地景観ゾーン)
- 元荒川沿川特定地区(商業・業務地景観ゾーン)



※自然素材色を基調とした建築物等や地域に親しまれている建築物等は適用除外とする。  
 ※基調色は、壁または屋根の各見付け面積（透明なガラス面を除く）の8.0/10以上とする。  
 ※強調色は、壁または屋根の各見付け面積（透明なガラス面を除く）の2.0/10未満とする。

■カラーチャート

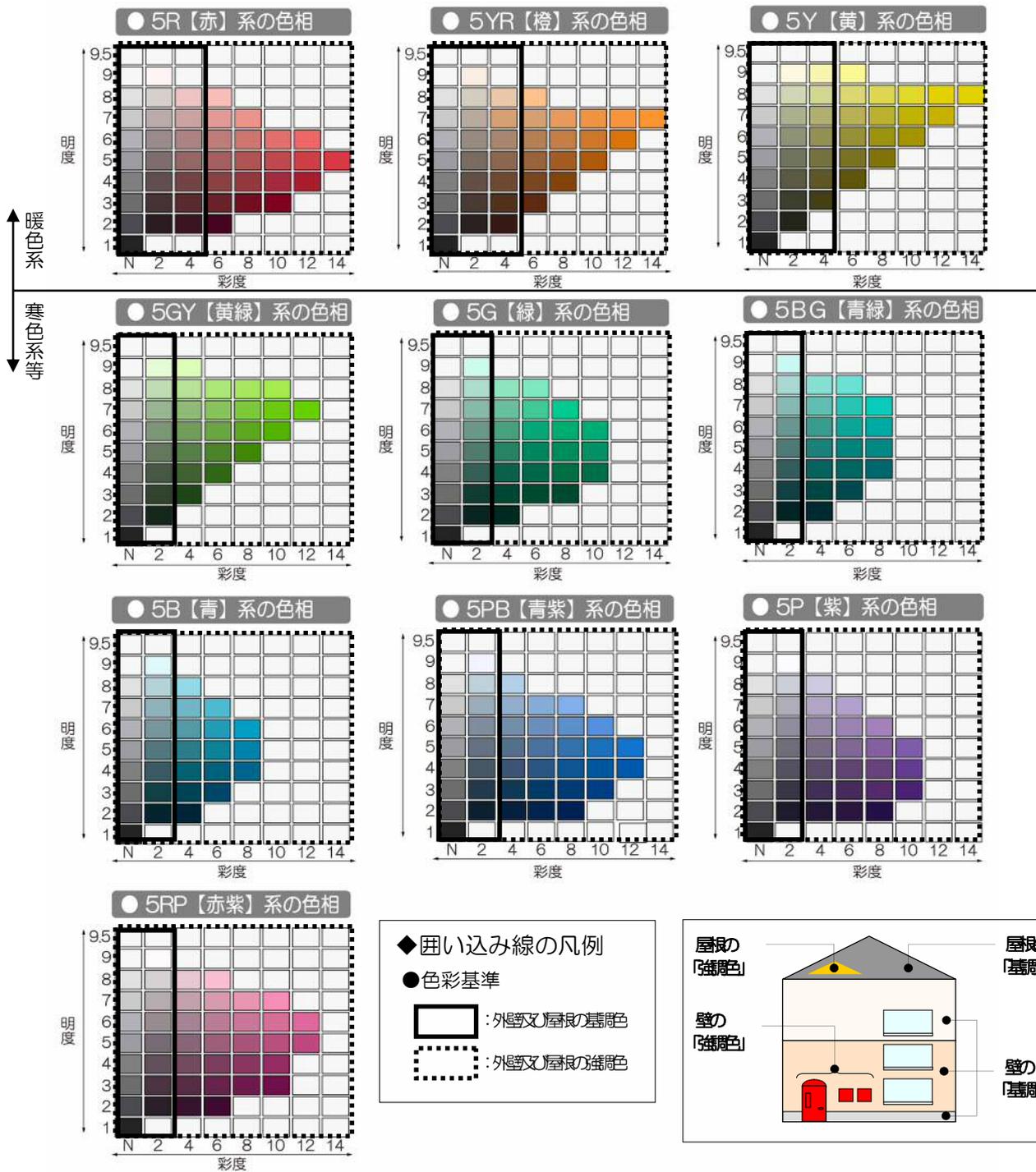
●越谷レイクタウン特定地区(商業・業務地景観ゾーン)



※自然素材色を基調とした建築物等や地域に親しまれている建築物等は適用除外とする。  
 ※基調色は、壁または屋根の各見付け面積（透明なガラス面を除く）の8.0/10以上とする。  
 ※強調色は、壁または屋根の各見付け面積（透明なガラス面を除く）の2.0/10未満とする。

■カラーチャート

●旧日光街道沿道特定地区(商業・業務地景観ゾーン)



※自然素材色を基調とした建築物等や地域に親しまれている建築物等は適用除外とする。  
 ※基調色は、壁または屋根の各見付け面積（透明なガラス面を除く）の8.5/10以上とする。  
 ※強調色は、壁または屋根の各見付け面積（透明なガラス面を除く）の1.5/10未満とする。



**越谷市景観計画**  
**景観づくりの手引き**  
～良好な景観の形成のための基準～

平成25年4月

**発行 越谷市都市整備部都市計画課**  
〒343-8501 埼玉県越谷市越ヶ谷四丁目2番1号  
TEL 048-964-2111(代表)